

# 2008年漁業センサス要領

大臣官房統計部

平成 2 0 年 5 月

**農林水産省**



## 目 次

平成20年 5 月27日付け20統計第127号

### 第1章 総則

|     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 第1  | 目的             | 1 |
| 第2  | 根拠法規           | 1 |
| 第3  | 定義             | 1 |
| 第4  | 調査及び調査票の種類     | 2 |
| 第5  | 調査期日           | 2 |
| 第6  | 調査の範囲          | 2 |
| 第7  | 調査の機構          | 3 |
| 第8  | 調査の方法          | 3 |
| 第9  | 統計調査員          | 4 |
| 第10 | 申告の義務          | 6 |
| 第11 | 実地調査           | 6 |
| 第12 | 調査内容等の説明       | 6 |
| 第13 | 秘密の保護及び調査票等の管理 | 8 |

### 第2章 調査の準備

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 第14 | 漁業地区の地域範囲の確認                    | 11 |
| 第15 | 海面客体候補者名簿の作成及び補正                | 11 |
| 第16 | 経営体調査の基本調査区の設定                  | 11 |
| 第17 | 海面客体名簿の作成及び補正                   | 12 |
| 第18 | 漁業管理組織調査客体名簿の作成及び補正             | 12 |
| 第19 | 海面地域客体名簿の作成及び補正                 | 13 |
| 第20 | 内水面客体候補者名簿の作成及び補正               | 13 |
| 第21 | 内水面経営体調査の内水面漁業調査区の設定            | 14 |
| 第22 | 内水面客体名簿の作成及び補正                  | 14 |
| 第23 | 内水面地域客体名簿の作成及び補正                | 15 |
| 第24 | 要計表の作成及び提出                      | 15 |
| 第25 | 魚市場客体候補者名簿の作成及び補正               | 15 |
| 第26 | 冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の作成及び補正       | 16 |
| 第27 | 流通加工調査区の設定                      | 16 |
| 第28 | 魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿の作成及び補正 | 16 |

### 第3章 海面漁業調査

|               |    |
|---------------|----|
| 第29 調査客体      | 18 |
| 第30 調査事項      | 18 |
| 第31 調査の実施     | 19 |
| 第32 集計事項      | 20 |
| 第33 審査及び報告    | 21 |
| 第34 全国結果表等の作成 | 21 |

### 第4章 内水面漁業調査

|               |    |
|---------------|----|
| 第35 調査客体      | 23 |
| 第36 調査事項      | 23 |
| 第37 調査の実施     | 23 |
| 第38 集計事項      | 24 |
| 第39 審査及び報告    | 25 |
| 第40 全国結果表等の作成 | 25 |

### 第5章 流通加工調査

|               |    |
|---------------|----|
| 第41 調査客体      | 26 |
| 第42 調査事項      | 26 |
| 第43 調査の実施     | 26 |
| 第44 集計事項      | 27 |
| 第45 審査及び報告    | 28 |
| 第46 全国結果表等の作成 | 28 |

### 第6章 結果の公表及び関係書類の保存

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第47 結果の公表            | 30 |
| 第48 関係書類等の保存         | 31 |
| 表1 関係書類等の保存期間及び保存責任者 | 31 |
| 第49 調査票の使用           | 36 |
| 第50 電磁的記録の複製、保存及び使用  | 36 |

### 様式

|                        |    |
|------------------------|----|
| 海面漁業調査調査員候補者名簿（様式員第1号） | 39 |
|------------------------|----|

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 海面漁業調査調査員解任者名簿（様式員第2号）             | 40  |
| 海面漁業調査調査員設置状況報告書（様式員第3号）           | 41  |
| 漁業経営体調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第1号）        | 42  |
| 漁業経営体調査調査区配置図（様式準第2号）              | 43  |
| 漁業経営体調査要計表（様式準第3号）                 | 44  |
| 漁業管理組織調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第4号）       | 45  |
| 海面漁業地域調査客体名簿（様式準第5号）               | 46  |
| 内水面漁業経営体調査市区町村総括図（様式準第6号）          | 47  |
| 内水面漁業経営体調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第7号）     | 48  |
| 内水面漁業経営体調査要計表（様式準第8号）              | 49  |
| 内水面漁業地域調査客体名簿（様式準第9号）              | 50  |
| 魚市場調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第10号）         | 51  |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第11号） | 52  |
| <b>調査票</b>                         |     |
| 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）   | 55  |
| 漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）（様式調第2号）             | 63  |
| 漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）（様式調第3号）        | 71  |
| 漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）（様式調第4号）           | 77  |
| 漁業管理組織調査票（様式調第5号）                  | 83  |
| 海面漁業地域調査票（様式調第6号）                  | 87  |
| 内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第7号）       | 91  |
| 内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）（様式調第8号）       | 99  |
| 内水面漁業地域調査票（様式調第9号）                 | 105 |
| 魚市場調査票（様式調第10号）                    | 109 |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）            | 111 |
| <b>参考</b>                          |     |
| 調査員任命状（参考1）                        | 119 |
| 統計調査員証（参考2）                        | 120 |
| 調査員解任状（参考3）                        | 121 |
| <b>別表</b>                          |     |
| 漁業地区（別表1）                          | 125 |
| 内水面漁業地域（別表2）                       | 131 |



## 第1章 総則

### 第1 目的

2008年漁業センサス（指定統計第67号。以下「調査」という。）は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 第2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づき行う。

### 第3 定義

- 1 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
- 2 「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む漁業をいう。
- 3 「内水面漁業」とは、内水面（前項に規定する湖沼を除く。）において営む漁業をいう。
- 4 「漁業経営体」とは、調査期日（第5の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として自営漁業を営んだ世帯又は事業所をいい、「個人漁業経営体」とは、個人の漁業経営体をいい、「団体漁業経営体」とは、個人漁業経営体以外の漁業経営体をいう。

ただし、海面漁業における個人漁業経営体のうち、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

- 5 「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。（別表1）
- 6 「漁業集落」とは、漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲をいう。
- 7 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
- 8 「内水面漁業地域」とは、内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。（別表2）
- 9 「魚市場」とは、調査期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあつた市場及び漁船の

直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

10 「冷凍・冷蔵工場」とは、陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

11 「水産加工場」とは、販売を目的として、調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所をいう。

#### 第4 調査及び調査票の種類

調査及び調査票の種類は次のとおりとする。

| 調 査 の 種 類 |               | 調 査 票 の 種 類                                                                    |
|-----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 海面漁業調査    | 漁業経営体調査       | 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）<br>漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）<br>漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）<br>漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用） |
|           | 漁業管理組織調査      | 漁業管理組織調査票                                                                      |
|           | 海面漁業地域調査      | 海面漁業地域調査票                                                                      |
| 内水面漁業調査   | 内水面漁業経営体調査    | 内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）<br>内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）                                   |
|           | 内水面漁業地域調査     | 内水面漁業地域調査票                                                                     |
| 流通加工調査    | 魚市場調査         | 魚市場調査票                                                                         |
|           | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票                                                                 |

#### 第5 調査期日

調査期日は、平成20年11月1日現在とする。

#### 第6 調査の範囲

1 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合。以下「漁協」という。）並びにこれらの市



区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

2 内水面漁業調査は、次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合をいう。以下同じ。）について行う。

(1) 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体

(2) 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営むもの

3 流通加工調査は、魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所について行う。

## 第7 調査の機構

1 海面漁業調査漁業経営体調査（以下「経営体調査」という。）に関する事務は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長（区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいい、特別区にあつては区長に代えて都知事をいう。以下同じ。）が行う。

2 海面漁業調査漁業管理組織調査（以下「漁業管理組織調査」という。）、同調査海面漁業地域調査（以下「海面漁業地域調査」という。）、内水面漁業調査及び流通加工調査に関する事務は、統計部長及び地方統計組織の長が行う。

3 この要領において、地方統計組織及びその長は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「センター」とは、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号。以下「規則」という。）第2条第6項に定める「センター」をいう。

(2) 「センター長」とは、規則第2条第7項に定める「センター長」をいう。

(3) 「地方農政事務所長等」とは、規則第2条第8項に定める「地方農政事務所長等」をいう。

## 第8 調査の方法

1 海面漁業調査及び内水面漁業調査は、第9の1に規定する統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。

2 流通加工調査は、第9の1に規定する統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法（以下「調査票による方法」という。）又は配布された調査票について、農林水産省の使用に係る電子計算機と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織による自計申告調査の方法（以下「オンラインによる方法」という。）により行う。

## 第9 統計調査員

- 1 調査及びこれに関連する事務に従事させるため、市区町村の区域ごとに、統計法第12条第1項の規定に基づき統計調査員を置く。
- 2 前項の統計調査員の種類は次のとおりとする。
  - (1) 経営体調査  
客体の把握に係る調査員は「客体把握調査員」、調査の実査に係る調査員は「実査調査員」とする。
  - (2) 漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査  
漁業センサス漁業管理組織等調査員（以下「管理組織等調査員」という。）
  - (3) 内水面漁業調査  
漁業センサス内水面調査員（以下「内水面調査員」という。）
  - (4) 流通加工調査  
漁業センサス流通加工調査員（以下「流通加工調査員」という。）
- 3 前項の統計調査員の設置基準は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。
  - (1) 客体把握調査員  
市区町村内の漁業地区ごとに1人とする。ただし、漁業地区内に複数の漁協が存在する場合にあつては、漁協ごとに1人とすることができる。
  - (2) 実査調査員  
第16の1に基づき設定する基本調査区ごとに1人とする。
  - (3) 管理組織等調査員  
調査対象がおおむね10ごとに1人とする。
  - (4) 内水面調査員  
調査対象がおおむね5～25ごとに1人とする。
  - (5) 流通加工調査員  
第27に基づき設定する流通加工調査区ごとに1人とする。
- 4 調査員の任命期間は、次のとおりとする。
  - (1) 客体把握調査員の任期は、平成20年8月1日から同年9月30日までの期間とする。
  - (2) 実査調査員、管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員の任期は、平成20年10月1日から同年11月30日までの期間とする。
  - (3) 10の規定により任命された統計調査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 2の(1)に規定する客体把握調査員及び実査調査員にあつては知事が任命し、市区町村長の調査実施上の指導を受ける。

また、2の(2)から(4)に規定する管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長）が任命し、センター長の指導監督を受ける。

6 市区町村長は、税務に関する公務員、警察官以外の者で、次に掲げる条件を考慮の上、客体把握調査員及び実査調査員の候補者を選定し、2008年漁業センサス海面漁業調査調査員候補者名簿（様式員第1号。以下「調査員候補者名簿」という。）を作成する。

- (1) 任期中は、2008年漁業センサスの実施に関して積極的に協力できる者。
- (2) 統計調査に理解がある者。
- (3) 調査を担当する区域内の住民の信望がある者。
- (4) 調査を担当する区域内の事情に明るい者。
- (5) 客体把握調査員にあつては、漁業協同組合の職員等地域における漁業の実態に精通した者。

7 市区町村長は、前項により作成した調査員候補者名簿を次に掲げる期日までに、その写しを知事に提出する。

- (1) 客体把握調査員に係る調査員候補者名簿については、平成20年7月15日とする。
- (2) 実査調査員に係る調査員候補者名簿については、平成20年9月24日とする。

8 知事は、7の規定により提出された調査員候補者名簿に基づき当該候補者を審査し、適当と認めた者について、客体把握調査員及び実査調査員に任命し、市区町村長に通知するとともに、客体把握調査員又は実査調査員に調査員任命状（参考1）及び統計調査員証（参考2）を発行する。

9 市区町村長は、客体把握調査員及び実査調査員に対し、前項の規定により知事が発行した調査員任命状及び統計調査員証を交付する。

#### 10 統計調査員の変更

- (1) 市区町村長は、7の規定による調査員候補者名簿の提出後又は8の規定による統計調査員の任命後、候補者又は任命された者の変更の必要を認めた場合は、新たに候補者を選定し、調査員候補者名簿及び2008年漁業センサス海面漁業調査調査員解任者名簿（様式員第2号。以下「調査員解任者名簿」という。）を作成し、その写しを知事に提出する。
- (2) 知事は、前項の提出を受けたときは、当該名簿の内容を審査し、適当と認めた者について候補者の変更又は既に任命した者の解任及びこれに伴う客体把握調査員及び実査調査員の任命を行い、市区町村長に通知するとともに、当該調査員に対し、調査員解任状（参考3）又は調査員任命状及び統計調査員証を発行する。
- (3) 市区町村長は、当該調査員に対し、前項の規定により知事が発行した調査員解任状、調査員任命状及び統計調査員証を交付する。

11 知事は、8及び10の(2)の規定による任命後、2008年漁業センサス海面漁業調査調査員設置状況報告書（様式員第3号。以下「海面調査員設置状況報告書」という。）を客体把握調査員、実査

調査員ごとに作成し、その写しを平成21年3月31日までに統計部長に提出する。

- 12 管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員に係る調査員の設置の細目は、「農林水産統計に係る統計調査員等設置要領」（平成14年4月1日付け13統計第1495号大臣官房統計情報部長通知）による。

## 第10 申告の義務

- 1 第29の1に規定する調査客体を代表する者は、第8の1の規定による自計申告調査又は面接調査により、第30の1の(1)の調査事項について、実査調査員に対し第30の2の(1)の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 2 第29の2及び3に規定する調査客体を代表する者は、第8の1に規定による自計申告調査又は面接調査により、第30の1の(2)及び(3)の調査事項について、管理組織等調査員に対し第30の2の(2)及び(3)の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 3 第35に規定する調査客体を代表する者は、第8の1に規定による自計申告調査又は面接調査により、第36の1の調査事項について、内水面調査員に対し第36の2の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 4 第41に規定する調査客体を代表する者は、第8の2の規定による自計申告調査により、第42の1の調査事項について、流通加工調査員に対し第42の2の調査票に記入すること又はオンラインによる方法により回答しなければならない。

## 第11 実地調査

- 1 調査の事務に従事する者は、統計法第13条の規定により、調査のために必要な場所に立ち入り、第30、第36及び第42に規定する調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による権限を行使する者に対し、あらかじめ統計法第13条後段に規定する証票を交付する。

## 第12 調査内容等の説明

### 1 経営体調査

#### (1) 事前説明

統計部長は、知事及び地方農政事務所長等に客体把握、実査等に関する説明を行う。

#### (2) 市区町村長説明

知事は、市区町村長に漁業経営体調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

#### (3) 調査員説明

市区町村長は、客体把握調査員及び実査調査員に漁業経営体調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(4) 調査票合同審査会

知事は、調査票を審査するため市区町村長を招集し、調査票合同審査会を開催する。なお、審査内容は、(1)の事前説明において統計部長より示すこととする。

(5) 主要項目検討会

知事は、地域の水産関係者を招集し、調査結果の主要項目について、2003年漁業センサスの調査結果との比較により検討を行う。

2 海面漁業調査のうち管理組織等調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査

(1) 事前説明

統計部長は、地方農政事務所長等に各種調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(2) センター長説明

地方農政事務所長等は、センター長に各種調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(3) 調査員説明

センター長は、各調査員に該当する調査の実査等に関する説明を行う。

### 第13 秘密の保護及び調査票等の管理

国が実施する統計調査については、統計法において、個人情報等の保護を図るため、秘密の保護及び調査票等の適正な管理について規定されている。

このため、調査客体の秘密の保護を図るため、調査票等の管理は厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た秘密についても適切な取扱いが必要である。

さらに、秘密の保護及び関係書類の取扱いについて調査員を十分指導する。

#### <参考>

- ・統計法（昭和22年法律第18号）（抜粋）

（秘密の保護）

第14条 指定統計調査、第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

（調査票等の管理）

第15条の3 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によって集められた調査票、報告徴集によって得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

② 前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。

③ 職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、前2項の行為をしたときもまた当該各項の例による。

また、各種の名簿等の関係書類には、関係機関等が保有する個人情報によって作成、補完しているものもあり、これらについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の対象となりうるものであるため、その適切な管理及び取扱いが必要である。

具体的には、これら名簿等の関係書類については、第48に定める保存期間の経過後速やかに、また、その作成・補正に用いた原データについては、使用後速やかに裁断、焼却、溶解、消去等の措置を講じられたい。

#### <参考>

- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抜粋）  
（定義）

#### 第2条

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（個人情報の保有の制限等）

第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

（安全確保の措置）

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 第6章 罰則

第53条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第6条第2項の受託業務に従事している

者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



## 第2章 調査の準備

### 第14 漁業地区の地域範囲の確認

- 1 経営体調査及び流通加工調査の実施のための漁業地区は別表1のとおりする。
- 2 市区町村長は、前項に規定する漁業地区の範囲を市区町村長が保管している2003年漁業センサス海面漁業調査の基本調査区配置図（以下「2003年調査区配置図」という。）により確認する。

### 第15 海面客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査（以下「2003年経営体調査」という。）に係る客体名簿を収録した磁気テープから、2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査に係る客体候補者名簿（様式準第1号。以下「海面客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに知事を通じて市区町村長に送付する。
- 2 市区町村長は、前項の規定により送付された海面客体候補者名簿を客体把握調査員に配布する。
- 3 客体把握調査員は、前項の規定により配布された海面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で統計部長が別に定める方法により、第29の1に規定する調査客体について漁協から聞き取り、海面客体候補者名簿を補正し、平成20年9月16日までに市区町村長に提出する。
- 4 市区町村長は、前項の規定により提出された海面客体候補者名簿を審査し、不備な点を認めたときは客体把握調査員に確認する等により補正する。

### 第16 経営体調査の基本調査区の設定

- 1 市区町村長は、第15の規定により提出され、又は補正した海面客体候補者名簿及び2003年調査区配置図に基づき、漁業地区を区分して経営体調査に係る調査区（以下「基本調査区」という。）を設定する。

基本調査区は、当該基本調査区内の第29の1に規定する調査客体の数がおおむね20～30となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の実査調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

- 2 市区町村長は、前項の規定により設定した基本調査区の境界等を記入した2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査調査区配置図（様式準第2号。以下「調査区配置図」という。）を統計部長が別に定める方法により作成し、その写し2部を平成20年12月5日までに知事に提出する。

なお、調査区番号は「001」から始まる3桁の一連番号を付ける。

- 3 知事は、前項の規定により提出された調査区配置図の写し1部を平成21年9月30日までに統計

部長に提出する。

## 第17 海面客体名簿の作成及び補正

- 1 市区町村長は、第16の1の規定により設定した基本調査区ごとに、2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査客体名簿（様式準第1号。以下「海面客体名簿」という。）を次の方法により作成する。

- (1) 海面客体候補者名簿の補正が少ない場合

2003年経営体調査の基本調査区の範囲を変更せず、かつ、海面客体候補者名簿の補正が少ない場合は、次により海面客体候補者名簿に必要事項を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、海面客体名簿とすることができる。

ア 調査区配置図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

イ 実査調査員氏名を記入する。

- (2) 海面客体候補者名簿の補正が多い場合

2003年経営体調査の基本調査区の範囲を変更した場合や調査客体の異動が多いこと等から海面客体候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく海面客体名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、海面客体候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 調査区配置図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

ウ 実査調査員氏名欄を記入する。

- 2 市区町村長は、海面客体名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客体の異動を把握した場合は、海面客体名簿を補正する。

## 第18 漁業管理組織調査客体名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業調査漁業管理組織調査に係る客体名簿を収録した磁気テープから漁業管理組織調査に係る客体候補者名簿（様式準第4号。以下「管理組織候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに地方農政事務所長等へ送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された管理組織候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第29の2に規定する調査客体について、都道府県の水産主管部署及び漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合連合会。以下「漁連」という。）から聞き取り、必要に応じて管理組織候補者名簿を補正し、平成20年9月15日までに該当するセンター長へ送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された管理組織候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第29の2に規定する調査客体について、漁協から聞き取り、必要に応じて管理組織候補者名簿を補正する。

4 センター長は、前項の規定により補正した管理組織候補者名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサス海面漁業調査漁業管理組織調査客体名簿（様式準第4号。以下「管理組織名簿」という。）を次の方法により作成する。

(1) 管理組織候補者名簿の補正が少ない場合

管理組織候補者名簿の補正が少ない場合は、管理組織等調査員氏名を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、管理組織名簿とすることができる。

(2) 管理組織候補者名簿の補正が多い場合

調査客体の異動が多いこと等から管理組織候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく管理組織名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、管理組織候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 管理組織等調査員氏名を記入する。

5 センター長は、管理組織名簿を作成した期日から調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、管理組織名簿を補正する。

## 第19 海面地域客体名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2008年漁業センサス海面漁業調査海面漁業地域調査客体名簿（様式準第5号。以下「海面地域客体名簿」という。）を平成20年8月20日までに関係する地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、平成20年9月1日現在で第29の3に規定する調査客体について、都道府県の水産主管部署から漁協名、所在地、代表者氏名及び電話番号を聞き取り、前項の規定により送付された海面地域客体名簿を作成し、該当するセンター長へ平成20年9月15日までに送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された海面地域客体名簿について、調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、海面地域客体名簿を補正する。

## 第20 内水面客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査（以下「2003年内水面経営体調査」という。）に係る客体名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査（以下「内水面経営体調査」という。）に係る客体候補者名簿（様式準第7号。以下「内水面客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月31日までに地方農政事務所長等を通じ、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により送付された内水面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第35の1に規定する調査客体について内水面組合から聞き取り、必要に応じて内水面客

体候補者名簿を補正する。

## 第21 内水面経営体調査の内水面漁業調査区の設定

- 1 センター長は、第20の規定により送付され、又は補正した内水面客体候補者名簿及びセンター長が保管している2003年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査市区町村総括図に基づき、当該の市区町村を区分して内水面経営体調査に係る調査区（以下「内水面漁業調査区」という。）を設定する。

内水面漁業調査区は、当該内水面漁業調査区内の第35の1に規定する調査客体の数がおおむね5～25となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の内水面調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

- 2 センター長は、前項の規定により設定した内水面漁業調査区の境界等を記入した2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査市区町村総括図（様式準第6号。以下「市区町村総括図」という。）を作成する。

なお、内水面漁業調査区番号は、「01」から始まる2桁の一連番号を付ける。

## 第22 内水面客体名簿の作成及び補正

- 1 センター長は、第21の1の規定により設定した内水面漁業調査区ごとに2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査客体名簿（様式準第7号。以下「内水面客体名簿」という。）を次の方法により作成する。

### (1) 内水面客体候補者名簿の補正が少ない場合

2003年内水面経営体調査の内水面漁業調査区の範囲を変更せず、かつ、内水面客体候補者名簿の補正が少ない場合は、次により内水面客体候補者名簿に必要事項を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、内水面客体名簿とすることができる。

ア 市区町村総括図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

イ 内水面調査員氏名を記入する。

### (2) 内水面客体候補者名簿の補正が多い場合

2003年内水面経営体調査の内水面漁業調査区の範囲を変更した場合や調査客体の異動が多いこと等から内水面客体候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく内水面客体名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、内水面客体候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 市区町村総括図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

ウ 内水面調査員氏名を記入する。

- 2 センター長は、内水面客体名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客体の異動を把握し

た場合は、内水面客体名簿を補正する。

### 第23 内水面地域客体名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業地域調査客体名簿（様式準第9号。以下「内水面地域客体名簿」という。）を平成20年8月20日までに関係する地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、平成20年9月1日現在で第35の2に規定する調査客体について、都道府県の水産主管部署から内水面組合名、所在地、代表者氏名及び電話番号等を聞き取り、前項の規定により送付された内水面地域客体名簿を作成し、センター長へ平成20年9月8日までに送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された内水面地域客体名簿について、調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、内水面地域客体名簿を補正する。

### 第24 要計表の作成及び提出

- 1 市区町村長は、第17の規定により作成した、又は補正した海面客体名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査要計表（様式準第3号。以下「海面要計表」という。）を作成し、その写しを平成20年10月10日までに知事に提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された海面要計表を審査し、不備な点を認めたときは市区町村長に確認し補正の上、都道府県全体の海面要計表を作成し、その写しを平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 3 センター長は、第22の規定により作成した、又は補正した内水面客体名簿に基づき市区町村ごとに2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査要計表（様式準第8号。以下「内水面要計表」という。）を作成し、その写しを平成20年10月10日までに地方農政事務所長等に提出する。
- 4 地方農政事務所長等は、前項の規定により提出された内水面要計表を審査し、不備な点を認めたときは、センター長に確認し補正の上、都道府県全体の内水面要計表を作成し、その写しを平成20年12月5日までに統計部長に提出する。

### 第25 魚市場客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査水産物流通機関調査に係る客体名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサス流通加工調査魚市場調査に係る客体候補者名簿（様式準第10号。以下「魚市場客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに地方農政事務所長等に送付する。

- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された魚市場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の1に規定する調査客体について、その他必要と認められる資料等により必要に応じて魚市場客体候補者名簿を補正し、平成20年9月15日までに該当するセンター長へ送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された魚市場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の1に規定する調査客体について市場関係者から聞き取り、必要に応じて魚市場客体候補者名簿を補正する。

## 第26 冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を基に、経済産業省が実施する工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）によって徴収された平成17年工業調査票甲及び乙、平成17年工業調査準備調査名簿及び水産物流通調査陸上加工経営体名簿を使用し、必要に応じ修正した2008年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る客体候補者名簿（様式準第11号。以下「冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月31日までに地方農政事務所長等を通じ、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により送付された冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の2に規定する調査客体について冷凍・冷蔵、水産加工場関係者から聞き取り、必要に応じて冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿を補正する。

## 第27 流通加工調査区の設定

センター長は、第25の規定により送付され、又は補正した魚市場客体候補者名簿及び第26の規定により送付され、又は補正した冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に基づき、市区町村を区分して流通加工調査の調査区（以下「流通加工調査区」という。）を設定する。

流通加工調査区は、当該流通加工調査区内の第41に規定する調査客体の数が、おおむね10となるよう、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の流通加工調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

## 第28 魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿の作成及び補正

- 1 センター長は、第27の規定により設定した流通加工調査区ごとに2008年漁業センサス流通加工調査魚市場調査客体名簿（様式準第10号。以下「魚市場客体名簿」という。）及び2008年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体名簿（様式準第11号。以下「冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿」という。）を次の方法により作成する。

(1) 魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が少ない場合

魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が少ない場合は、魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に流通加工調査員氏名を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿とすることができる。

(2) 魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が多い場合

調査客体の異動が多いこと等から魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿から必要事項を転記する

イ 流通加工調査員氏名を記入する。

2 センター長は、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客体の異動を把握した場合は、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を補正する。

### 第3章 海面漁業調査

#### 第29 調査客体

- 1 漁業経営体調査の調査客体は、第6の1に規定する海面漁業に係る漁業経営体のうち、個人漁業経営体及び団体漁業経営体の代表者とする。
- 2 漁業管理組織調査の調査客体は、第6の1に規定する漁業管理組織のうち漁連及び沿岸地区の漁協（支所、部会、支部等を含む。）に係るもので、文書による取り決めのある漁業管理組織の代表者とする。
- 3 海面漁業地域調査の調査客体は、第6の1に規定する沿岸地区の漁協の代表者とする。

#### 第30 調査事項

- 1 海面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
  - (1) 漁業経営体調査
    - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
    - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
  - (2) 漁業管理組織調査
    - ア 漁業管理組織の概要
    - イ 漁業管理の内容
  - (3) 海面漁業地域調査
    - ア 生産条件
    - イ 活性化のための取組
- 2 前項の調査事項の細目は、次に掲げるものによる。
  - (1) 漁業経営体調査
    - 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）、漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）（様式調第2号）、漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）（様式調第3号）及び漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）（様式調第4号。以下「漁業経営体調査票」と総称する。）
  - (2) 漁業管理組織調査
    - 漁業管理組織調査票（様式調第5号）
  - (3) 海面漁業地域調査
    - 海面漁業地域調査票（様式調第6号）



## 第31 調査の実施

### 1 漁業経営体調査

- (1) 市区町村長は、実査調査員に対し、第16の2の規定により作成した調査区配置図に基づき、担当する調査区を指示するとともに、第17の2の規定により作成した海面客体名簿を配布する。
- (2) 実査調査員は、海面客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、漁業経営体調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、実査調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 実査調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された漁業経営体調査票を回収する。
- (4) 実査調査員は、(3)の規定により回収した漁業経営体調査票及び面接調査の方法により作成した漁業経営体調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、海面客体名簿及び調査区配置図を添えて平成20年11月20日までに市区町村長に提出する。
- (5) 市区町村長は、(4)の規定により提出された漁業経営体調査票及び海面客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、実査調査員に再調査を行わせる等により補正する。

### 2 漁業管理組織調査

- (1) センター長は、管理組織等調査員に対し、第18の4の規定により作成した管理組織名簿を配布する。
- (2) 管理組織等調査員は、管理組織名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、漁業管理組織調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、管理組織等調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 管理組織等調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された漁業管理組織調査票を回収する。
- (4) 管理組織等調査員は、(3)の規定により回収した漁業管理組織調査票及び面接調査の方法により作成した漁業管理組織調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、管理組織名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された漁業管理組織調査票及び管理組織名簿を審査し、不備な点を認めたときは、管理組織等調査員に再調査を行わせる等により補正する。

### 3 海面漁業地域調査

- (1) センター長は、管理組織等調査員に対し、第19の3の規定により作成した海面地域客体名簿を配布する。
- (2) 管理組織等調査員は、海面地域客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、海面漁業地域調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から管理組織等調査員に対して、面接調査による申出があった場合には、管理組織等調査員による調査客体に対する面接調査の方

法により行う。

- (3) 管理組織等調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された海面漁業地域調査票を回収する。
- (4) 管理組織等調査員は、(3)の規定により回収した海面漁業地域調査票及び面接調査の方法により作成した海面漁業地域調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、海面地域客体名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された海面漁業地域調査票及び海面地域客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、管理組織等調査員に再調査を行わせる等により補正する。

## 第32 集計事項

- 1 漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 漁業経営に関する事項
    - ア 経営組織別漁業経営体数
    - イ 経営体階層別漁業経営体数
    - ウ その他
  - (2) 漁船に関する事項
    - ア 規模別漁船隻数
    - イ その他
  - (3) 個人漁業経営体に関する事項
    - ア 自営漁業の専兼業別個人漁業経営体数
    - イ その他
  - (4) 漁業従事者に関する事項
    - 家族・雇用者別漁業従事者数
- 2 漁業管理組織調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 管理対象魚種別組織数
  - (2) 管理対象漁業種類別組織数
  - (3) その他
- 3 海面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 生産条件別漁協数
  - (2) 活性化のための取組別漁協数
  - (3) その他
- 4 前3項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

## 第33 審査及び報告

### 1 経営体調査

- (1) 市区町村長は、第31の1の(5)の規定により作成した漁業経営体調査票に、海面客体名簿並びに第15の3及び4の規定により作成された海面客体候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに知事に提出する。
- (2) 知事は、(1)の規定により提出された漁業経営体調査票及び海面客体名簿について、統計部長より別途送付するシステムに従って電磁的記録を作成した上で審査・修正し、漁業経営体調査票を収録した電磁的記録（以下「漁業経営体調査票マスタ」という。）及び海面客体名簿を収録した電磁的記録（以下「海面経営体名簿マスタ」という。）を作成する。
- (3) 知事は、(2)の規定により作成した漁業経営体調査票マスタ及び海面経営体名簿マスタを平成21年3月31日までに、(1)の規定により提出された漁業経営体調査票、海面客体名簿及び海面客体候補者名簿を平成21年9月30日までに、それぞれ統計部長に提出する。

### 2 漁業管理組織調査及び海面地域調査

- (1) センター長は、第31の2の(5)及び3の(5)の規定により補正した管理組織名簿及び海面地域客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- (2) センター長は、(1)の規定により作成した電磁的記録、第31の2の(5)及び3の(5)の規定により作成した漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票に、管理組織名簿及び海面地域客体名簿並びに第18の2の規定により作成した管理組織候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- (3) 統計部長は、(2)の規定により提出された漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- (4) センター長は、(3)の規定により還元された電磁的記録について、農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- (5) 統計部長は、(4)の規定により提出された電磁的記録を基に、漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録（以下「漁業管理調査票マスタ」という。）、海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（以下「海面漁業地域調査票マスタ」という。）、漁業管理組織名簿を収録した電磁的記録（以下「漁業管理名簿マスタ」という。）及び海面地域客体名簿を収録した電磁的記録（以下「海面地域名簿マスタ」という。）を作成する。

## 第34 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第33の1の(3)により提出された漁業経営体調査票マスタ及び海面経営体名簿マスタに基づき、漁業経営体調査全国結果表、漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを作成する。

- 2 統計部長は、第33の2の(5)により作成した漁業管理調査票マスタ及び漁業管理名簿マスタに基づき、漁業管理組織調査全国結果表、漁業管理組織調査都道府県結果表、漁業管理組織調査市区町村結果表を作成する。
- 3 統計部長は、第33の2の(5)により作成した海面漁業地域調査票マスタ及び海面地域名簿マスタに基づき、海面漁業地域調査全国結果表、海面漁業地域調査都道府県結果表、海面漁業地域調査市区町村結果表を作成する。
- 4 統計部長は、1の規定により作成した漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを該当する知事及び地方農政事務所長等に送付するとともに、2の規定により作成した漁業管理組織調査都道府県結果表及び漁業管理組織調査市区町村結果表並びに3の規定により作成した海面漁業地域調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。
- 5 知事は、前項の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを該当する市区町村長に送付する。

## 第4章 内水面漁業調査

### 第35 調査客体

- 1 内水面漁業経営体調査の調査客体は、第6の2に規定する内水面漁業に係る漁業経営体とする。
- 2 内水面漁業地域調査の調査客体は、第6の2に規定する内水面組合の代表者とする。

### 第36 調査事項

- 1 内水面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
  - (1) 内水面漁業経営体調査
    - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況
    - イ 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
  - (2) 内水面漁業地域調査
    - ア 組合員数
    - イ 生産条件
    - ウ 地域の活性化のための取組
- 2 前項の調査事項の細目は、次に掲げるものによる。
  - (1) 内水面漁業経営体調査  
内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第7号）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）（様式調第8号。以下この章において「内水面調査票」と総称する。）
  - (2) 内水面漁業地域調査  
内水面漁業地域調査票（様式調第9号）

### 第37 調査の実施

- 1 内水面漁業経営体調査
  - (1) センター長は、内水面調査員に対し、第21の2の規定により作成した市区町村総括図により、担当する調査区を指示するとともに、第22の2の規定により作成した内水面客体名簿を配布する。
  - (2) 内水面調査員は、内水面客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、内水面調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、内水面調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
  - (3) 内水面調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された内水面調査票を回収する。
  - (4) 内水面調査員は、(3)の規定により回収した内水面調査票及び面接調査の方法により作成した

内水面調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、内水面客体名簿及び市区町村総括図を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。

- (5) センター長は、(4)の規定により提出された内水面調査票及び内水面客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員に再調査を行わせる等により補正する。

## 2 内水面漁業地域調査

- (1) センター長は、内水面調査員に対し、第23の3の規定により作成した内水面地域客体名簿を配布する。
- (2) 内水面調査員は、内水面地域客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、内水面漁業地域調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、内水面調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 内水面調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された内水面漁業地域調査票を回収する。
- (4) 内水面調査員は、(3)の規定により回収した内水面漁業地域調査票及び面接の方法により作成した内水面漁業地域調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、内水面地域客体名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された内水面漁業地域調査票及び内水面地域客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員に再調査を行わせる等により補正する。

## 第38 集計事項

### 1 内水面漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。

#### (1) 湖沼漁業に関する事項

- ア 経営体階層別漁業経営体数
- イ 漁業種類別漁業経営体数
- ウ 漁船隻数
- エ 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- オ その他

#### (2) 内水面養殖業に関する事項

- ア 養殖種類別漁業経営体数
- イ 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- ウ 養殖魚種別漁業経営状況
- エ その他

### 2 内水面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 漁場環境別漁協数
- (2) 活性化の取組別漁協数
- (3) その他

3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

### 第39 審査及び報告

- 1 センター長は、第37の1の(5)及び2の(5)の規定により補正した内水面客体名簿及び内水面地域客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- 2 センター長は、前項の規定により作成した電磁的記録、第37の1の(5)及び2の(5)の規定により作成した内水面調査票及び内水面漁業地域調査票に、内水面客体名簿及び内水面地域客体名簿、並びに第20の2の規定により作成した内水面客体候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- 3 統計部長は、前項の規定により提出された内水面調査票及び内水面漁業地域調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- 4 センター長は、前項の規定により還元された電磁的記録について農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 5 統計部長は、前項の規定により提出された電磁的記録を基に、内水面調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面経営体調査票マスタ」という。）、内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面地域調査票マスタ」という。）、内水面客体名簿を収録した電磁的記録（以下「内水面名簿マスタ」という。）及び内水面地域客体名簿を収録した電磁的記録（以下「内水面地域名簿マスタ」という。）を作成する。

### 第40 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第39の5の規定により作成した内水面経営体調査票マスタ及び内水面名簿マスタに基づき、内水面漁業調査全国結果表、内水面漁業調査都道府県結果表及び内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カードを作成する。
- 2 統計部長は、第39の5の規定により作成した内水面地域調査票マスタ及び内水面地域名簿マスタに基づき、内水面漁業地域調査全国結果表、内水面漁業地域調査都道府県結果表、内水面漁業地域調査市区町村結果表を作成する。
- 3 統計部長は、1又は2の規定により作成した内水面漁業調査都道府県結果表、内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カード、内水面漁業地域調査都道府県結果表及び内水面漁業地域調査市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。

## 第5章 流通加工調査

### 第41 調査客体

- 1 魚市場調査の調査客体は、第6の3に規定する事業所に係る魚市場の代表者とする。
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査の調査客体は、第6の3に規定する事業所に係る水産物の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の代表者とする。

### 第42 調査事項

- 1 流通加工調査は、次に掲げる事項について行う。
  - (1) 魚市場調査
    - ア 魚市場の施設及び取扱高
    - イ その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
  - (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
    - ア 事業内容
    - イ 従業者数
    - ウ その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、魚市場調査票（様式調第10号）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）による。

### 第43 調査の実施

- 1 魚市場調査
  - (1) 統計部長は、第8の2に規定するオンラインによる方法により、魚市場調査票を入力するための調査対象者ID及び確認コード（以下「ID等」という。）を記入したID等一覧表を平成20年9月15日までにセンター長に送付する。
  - (2) センター長は、流通加工調査員に対し、第28の2の規定により作成した魚市場客体名簿及び(1)の規定により送付されたID等一覧表を配布する。
  - (3) 流通加工調査員は、魚市場客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、魚市場調査票の記入を依頼する。その際、調査の方法は、第8の2に規定する調査票による方法又はオンラインによる方法がある旨を説明し、調査客体が選択した方法により調査を行う。

なお、調査客体がオンラインによる方法を選択した場合に限りID等一覧表に記載されたID等を調査客体に付与する。
  - (4) 流通加工調査員は、(3)の規定により調査客体が調査票による方法を選択した場合又はオンラインによる方法を選択した場合であって、かつ、オンラインによる方法にて回収が行えなかつ



た場合、調査客体を再度訪問し、調査客体により記入された魚市場調査票を回収する。

なお、オンラインによる方法の回収状況は、該当するセンター長が政府統計共同利用システムオンライン調査システムにより確認し、流通加工調査員に連絡する。

- (5) 流通加工調査員は、(4)の規定により回収した魚市場調査票を審査し、必要に応じて補正し、魚市場客体名簿及びID等一覧表を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (6) センター長は、(5)の規定により提出された魚市場調査票及び魚市場客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員に再調査を行わせる等により補正する。

## 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (1) 統計部長は、オンラインによる方法により冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を入力するためのID等を記入したID等一覧表を平成20年9月15日までにセンター長に送付する。
- (2) センター長は、流通加工調査員に対し、(1)の規定により送付されたID等一覧表及び第28の2の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を配布する。
- (3) 流通加工調査員は、冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入を依頼する。その際、調査の方法は、第8の2に規定する調査票による方法又はオンラインによる方法がある旨を説明し、調査客体が選択した方法により調査を行う。

なお、調査客体がオンラインによる方法を選択した場合に限りID等一覧表に記載されたID等を調査客体に付与する。

- (4) 流通加工調査員は、(3)の規定により調査客体が調査票による方法を選択した場合又はオンラインによる方法を選択した場合であって、かつ、オンラインによる方法にて回収が行えなかった場合、調査客体を再度訪問し、調査客体により記入された冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を回収する。

なお、オンラインによる方法の回収状況は、該当するセンター長が政府統計共同利用システムオンライン調査システムにより確認し、流通加工調査員に連絡する。

- (5) 流通加工調査員は、(4)の規定により回収した冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を審査し、必要に応じて補正し、冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿及びID等一覧表を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (6) センター長は、(5)の規定により提出された冷凍・冷蔵、水産加工場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員に再調査を行わせる等により補正する。

## 第44 集計事項

- 1 魚市場調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 開設者の種類別市場数
  - (2) 市場の規模別市場数
  - (3) その他
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査は、次に掲げる事項について集計する。
- (1) 形態別工場数
  - (2) 冷蔵・凍結能力別工場数
  - (3) 加工種類別工場数
  - (4) その他
- 3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

#### 第45 審査及び報告

- 1 センター長は、第43の1の(6)及び2の(6)の規定により補正した魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- 2 センター長は、前項の規定により作成した電磁的記録、第43の1の(6)及び2の(6)の規定により作成した魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿、並びに第25の2の規定により作成した魚市場候補者名簿、第26の2の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場候補者名簿を平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- 3 統計部長は、前項の規定により提出され、又はオンライン報告された魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- 4 センター長は、前項の規定により還元された電磁的記録について、農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 5 統計部長は、前項の規定により提出された電磁的記録を基に、魚市場調査票を収録した電磁的記録（以下「魚市場調査票マスタ」という。）、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録（以下「加工場調査票マスタ」という。）、魚市場客体名簿を収録した電磁的記録（以下「魚市場名簿マスタ」という。）及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を収録した電磁的記録（以下「加工場名簿マスタ」という。）を作成する。

#### 第46 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第45の5の規定により作成した魚市場調査票マスタ及び魚市場名簿マスタに基づき、魚市場調査全国結果表、魚市場調査都道府県結果表及び魚市場調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。
- 2 統計部長は、第45の5の規定により作成した加工場調査票マスタ及び加工場名簿マスタに基づ

き、冷凍・冷蔵、水産加工場調査全国結果表、冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。

- 3 統計部長は、1 又は 2 の規定により作成した魚市場調査都道府県結果表、魚市場調査市区町村・漁業地区結果表、冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。

## 第6章 結果の公表及び関係書類の保存

### 第47 結果の公表

- 1 統計部長は、調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物又は電磁的記録に収録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。
- 2 知事は、第34の4の規定により統計部長から送付された海面漁業経営体調査都道府県結果表の全部又は一部を前項の公表以降に公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかにその内容を統計部長に連絡する。
- 3 市区町村長は、知事に公表内容を通知した上で、第34の5の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表の全部又は一部を公表することができる。この場合においては、市区町村長は、その公表後速やかにその内容を知事に連絡する。
- 4 知事は、前項の規定により連絡された内容を遅滞なく統計部長に連絡する。
- 5 地方農政事務所長等は、第34の4の規定により送付された漁業管理組織調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査都道府県結果表の全部又は一部、第40の3の規定により送付された内水面漁業調査都道府県結果表の全部又は一部並びに第46の3の規定により送付された魚市場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表の全部又は一部について、その概要は1の公表と同時期若しくは公表後1週間以内を目途とし、その詳細は1の公表と同時期若しくは公表後に公表することができる。この場合においては、地方農政事務所長等は、その公表後速やかにその内容を統計部長に連絡する。

## 第48 関係書類等の保存

関係書類等の保存は、次に掲げるところにより行う。

- 1 保存期間は、調査の実施された年の翌年の1月1日から起算するものとする。
- 2 保存責任者は、保存期間が経過した関係書類について、的確に裁断、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。

表 1 関係書類等の保存期間及び保存責任者

| 関係書類の名称          | 作成者    | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |           |      |
|------------------|--------|------|--------------|--------|-------|-----------|------|
|                  |        |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長等 | 統計部長 |
| 調査員候補者名簿         | 市区町村長  | 3年   | ○            | ○      |       |           |      |
| 調査員解任者名簿         | 市区町村長  | 3年   | ○            | ○      |       |           |      |
| 海面調査員設置状況報告書     | 都道府県知事 | 3年   |              | ○      |       |           | ○    |
| 海面客体候補者名簿        | 市区町村長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 調査区配置図           | 市区町村長  | 5年   | ○            | ○      |       |           | ○    |
| 海面客体名簿           | 市区町村長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 海面客体名簿を収録した電磁的記録 | 都道府県知事 | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 海面要計表（市区町村別）     | 市区町村長  | 5年   | ○            | ○      |       |           |      |
| 海面要計表（都道府県別）     | 都道府県知事 | 5年   |              | ○      |       |           | ○    |

| 関係書類の名称                    | 作成者    | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |           |      |
|----------------------------|--------|------|--------------|--------|-------|-----------|------|
|                            |        |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長等 | 統計部長 |
| 漁業経営体調査票                   | 市区町村長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 漁業経営体調査票を収録した電磁的記録         | 都道府県知事 | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 漁業経営体調査全国結果表（電磁的記録）        | 統計部長   | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 漁業経営体調査都道府県結果表（電磁的記録）      | 統計部長   | 5年   |              | ○      |       | ○         | ○    |
| 漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録） | 統計部長   | 5年   | ○            | ○      |       | ○         | ○    |
| 漁業地区整理表（電磁的記録）             | 統計部長   | 5年   | ○            | ○      |       | ○         | ○    |
| 漁業集落カード（電磁的記録）             | 統計部長   | 5年   | ○            | ○      |       | ○         | ○    |
| 管理組織候補者名簿                  | センター長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 管理組織客体名簿                   | 統計部長   | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 海面地域客体名簿                   | センター長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 管理組織客体名簿を収録した電磁的記録         | 統計部長   | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 海面地域客体名簿を収録した電磁的記録         | 統計部長   | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 漁業管理組織調査票                  | センター長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 海面漁業地域調査票                  | センター長  | 3年   |              |        |       |           | ○    |

| 関係書類の名称                | 作成者   | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |           |      |
|------------------------|-------|------|--------------|--------|-------|-----------|------|
|                        |       |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長等 | 統計部長 |
| 漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録    | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録    | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 漁業管理組織調査全国結果表（電磁的記録）   | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 漁業管理組織調査都道府県結果表（電磁的記録） | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 漁業管理組織調査市区町村結果表（電磁的記録） | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 海面漁業地域調査全国結果表（電磁的記録）   | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 海面漁業地域調査都道府県結果表（電磁的記録） | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 海面漁業地域調査市区町村結果表（電磁的記録） | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 内水面客体候補者名簿             | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 内水面客体名簿                | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 内水面地域客体名簿              | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 内水面客体名簿を収録した電磁的記録      | 統計部長  | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 内水面地域客体名簿を収録した電磁的記録    | 統計部長  | 10年  |              |        |       |           | ○    |

| 関係書類の名称                  | 作成者       | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |          |      |
|--------------------------|-----------|------|--------------|--------|-------|----------|------|
|                          |           |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長 | 統計部長 |
| 内水面要計表（市区町村）             | センター長     | 5年   |              |        | ○     | ○        |      |
| 内水面要計表（都道府県）             | 地方農政事務所長等 | 5年   |              |        |       | ○        | ○    |
| 市区町村総括図                  | センター長     | 5年   |              |        | ○     |          |      |
| 内水面漁業経営体調査票              | センター長     | 3年   |              |        |       |          | ○    |
| 内水面漁業地域調査票               | センター長     | 3年   |              |        |       |          | ○    |
| 内水面漁業経営体調査票を収録した電磁的記録    | 統計部長      | 永久   |              |        |       |          | ○    |
| 内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録     | 統計部長      | 永久   |              |        |       |          | ○    |
| 内水面漁業経営体調査全国結果表（電磁的記録）   | 統計部長      | 永久   |              |        |       |          | ○    |
| 内水面漁業経営体調査都道府県結果表（電磁的記録） | 統計部長      | 5年   |              |        |       | ○        | ○    |
| 内水面漁業調査市区町村結果表（電磁的記録）    | 統計部長      | 5年   |              |        |       | ○        | ○    |
| 内水面漁業地域整理表（電磁的記録）        | 統計部長      | 5年   |              |        |       | ○        | ○    |
| 内水面漁業集落カード（電磁的記録）        | 統計部長      | 5年   |              |        |       | ○        | ○    |



| 関係書類の名称                   | 作成者   | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |           |      |
|---------------------------|-------|------|--------------|--------|-------|-----------|------|
|                           |       |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長等 | 統計部長 |
| 内水面漁業地域調査全国結果表（電磁的記録）     | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 内水面漁業地域調査都道府県結果表（電磁的記録）   | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 内水面漁業地域調査市区町村結果表（電磁的記録）   | 統計部長  | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 魚市場客体候補者名簿                | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場客体名簿                   | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場客体名簿を収録した電磁的記録         | 統計部長  | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿        | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体名簿         | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を収録した電磁的記録 | 統計部長  | 10年  |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場調査票                    | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票            | センター長 | 3年   |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場調査票を収録した電磁的記録          | 統計部長  | 永久   |              |        |       |           | ○    |

| 関係書類の名称                          | 作成者  | 保存期間 | 保存責任者（○印のもの） |        |       |           |      |
|----------------------------------|------|------|--------------|--------|-------|-----------|------|
|                                  |      |      | 市区町村長        | 都道府県知事 | センター長 | 地方農政事務所長等 | 統計部長 |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録         | 統計部長 | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場調査全国結果表（電磁的記録）                | 統計部長 | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 魚市場調査都道府県結果表（電磁的記録）              | 統計部長 | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 魚市場調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）         | 統計部長 | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査全国結果表（電磁的記録）        | 統計部長 | 永久   |              |        |       |           | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表（電磁的記録）      | 統計部長 | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録） | 統計部長 | 5年   |              |        |       | ○         | ○    |

#### 第49 調査票の使用

調査によって作成・回収された調査票及び名簿（これらを収録した電磁的記録を含む。）は、統計法第15条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を得て、第1に規定する目的以外に使用することができる。細目は、別に統計部長が定めるところによる。

#### 第50 電磁的記録の複製、保存及び使用

- 1 知事は、統計部長の承認を得て、漁業経営体調査票マスタを複製し、若しくは保存することができる。
- 2 前項の規定による漁業経営体調査票マスタの複製若しくは保存の承認の申請は、第34の規定による電算処理後遅滞なく行わなければならないものとする。

様 式



[illegible]

## 2008年漁業センサス海面漁業調査調査員解任者名簿

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県名 |  |
|-------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 市区町村名 |  |
|-------|--|

[illegible]



様式準第 1 号

〔地域名称〕

〔指標番号〕

[illegible]

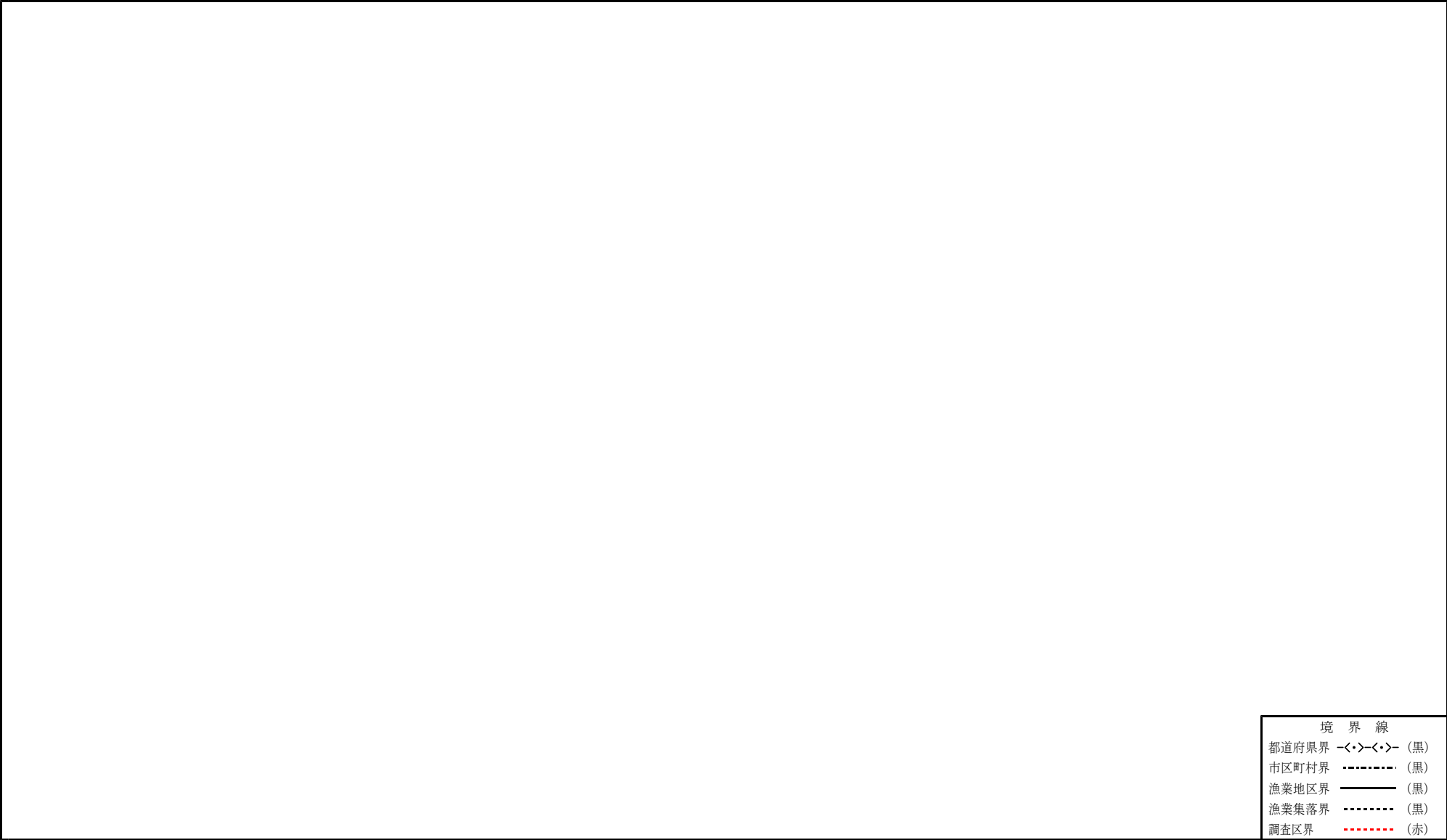


2008年漁業センサス

海面漁業調査漁業経営体調査

調査区配置図

|         |  |      |  |      |  |
|---------|--|------|--|------|--|
| 都府県(支庁) |  | 市区町村 |  | 漁業地区 |  |
|---------|--|------|--|------|--|



注：「(12)」欄の「「不明」の経営体」とは、客体把握調査員が客体か否かの確認ができなかったものです。

|           |
|-----------|
| 秘         |
| 農 林 水 産 省 |
| 様式準第4号    |

枚のうち 枚目

2008年漁業センサス  
海面漁業調査 漁業管理組織調査  
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

〔指標欄〕

|     |       |                  |         |
|-----|-------|------------------|---------|
|     | 大 海 区 | 都 府 県<br>( 支 庁 ) | 市 区 町 村 |
| 名 称 |       |                  |         |
| 番 号 |       |                  |         |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 農 政 事 務 所         |  |
| 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー |  |
| 調 査 員 氏 名         |  |

[illegible]

|           |
|-----------|
| 秘         |
| 農 林 水 産 省 |

枚のうち 枚目

2008年漁業センサス  
海面漁業調査 海面漁業地域調査  
客体名簿

〔指標欄〕

|     |       |                  |         |
|-----|-------|------------------|---------|
|     | 大 海 区 | 都 府 県<br>( 支 庁 ) | 市 区 町 村 |
| 名 称 |       |                  |         |
| 番 号 |       |                  |         |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 農 政 事 務 所         |  |
| 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー |  |
| 調 査 員 氏 名         |  |

[illegible]

市区町村総括図

|           |  |
|-----------|--|
| 農政事務所     |  |
| 統計・情報センター |  |
| 市区町村      |  |

|         |       |                       |   |
|---------|-------|-----------------------|---|
|         |       | 記号                    |   |
|         |       | 境界線                   |   |
|         |       | 都道府県界    -〈・〉-〈・〉-（黒） |   |
|         |       | 市区町村界    -・-・-・-（黒）   |   |
|         |       | 調査区界        —————（赤）  |   |
|         |       | 主要物標等                 |   |
|         |       | 湖沼                    |   |
|         |       | 道路                    |   |
|         |       | 河川                    |   |
|         |       | 鉄道                    |   |
|         |       | バス停                   |   |
|         |       | 橋                     |   |
|         |       | 神社                    | 𛄀 |
|         |       | 寺院                    | 𛄁 |
|         |       | 郵便局                   | 〒 |
|         |       | 学校                    | 文 |
|         |       | 内水面組合                 |   |
|         |       | 養殖業経営体数               |   |
| 主要養殖魚種名 |       |                       |   |
| 内水面組合   | 河川組合数 |                       |   |
|         | 湖沼組合数 |                       |   |
|         | 養殖組合数 |                       |   |

[illegible]

統計・情報  
センター

注：(10)欄の「不明」の経営体とは、調査において調査対象の経営体か否かの確認ができなかったものです。

|           |
|-----------|
| 秘         |
| 農 林 水 産 省 |
| 様式準第9号    |

2008年漁業センサス  
内水面漁業調査 内水面漁業地域調査  
客体名簿

枚のうち 枚目

〔指標欄〕

|    |             |      |
|----|-------------|------|
|    | 都府県<br>(支庁) | 市区町村 |
| 名称 |             |      |
| 番号 |             |      |

|           |  |
|-----------|--|
| 農 政 事 務 所 |  |
| 統計・情報センター |  |
| 調 査 員 氏 名 |  |

[illegible]



秘  
農 林 水 産 省  
様式準第10号

| 枚のうち | 枚目  |
|------|-----|
| 1    | 1   |
| 2    | 2   |
| 3    | 3   |
| 4    | 4   |
| 5    | 5   |
| 6    | 6   |
| 7    | 7   |
| 8    | 8   |
| 9    | 9   |
| 10   | 10  |
| 11   | 11  |
| 12   | 12  |
| 13   | 13  |
| 14   | 14  |
| 15   | 15  |
| 16   | 16  |
| 17   | 17  |
| 18   | 18  |
| 19   | 19  |
| 20   | 20  |
| 21   | 21  |
| 22   | 22  |
| 23   | 23  |
| 24   | 24  |
| 25   | 25  |
| 26   | 26  |
| 27   | 27  |
| 28   | 28  |
| 29   | 29  |
| 30   | 30  |
| 31   | 31  |
| 32   | 32  |
| 33   | 33  |
| 34   | 34  |
| 35   | 35  |
| 36   | 36  |
| 37   | 37  |
| 38   | 38  |
| 39   | 39  |
| 40   | 40  |
| 41   | 41  |
| 42   | 42  |
| 43   | 43  |
| 44   | 44  |
| 45   | 45  |
| 46   | 46  |
| 47   | 47  |
| 48   | 48  |
| 49   | 49  |
| 50   | 50  |
| 51   | 51  |
| 52   | 52  |
| 53   | 53  |
| 54   | 54  |
| 55   | 55  |
| 56   | 56  |
| 57   | 57  |
| 58   | 58  |
| 59   | 59  |
| 60   | 60  |
| 61   | 61  |
| 62   | 62  |
| 63   | 63  |
| 64   | 64  |
| 65   | 65  |
| 66   | 66  |
| 67   | 67  |
| 68   | 68  |
| 69   | 69  |
| 70   | 70  |
| 71   | 71  |
| 72   | 72  |
| 73   | 73  |
| 74   | 74  |
| 75   | 75  |
| 76   | 76  |
| 77   | 77  |
| 78   | 78  |
| 79   | 79  |
| 80   | 80  |
| 81   | 81  |
| 82   | 82  |
| 83   | 83  |
| 84   | 84  |
| 85   | 85  |
| 86   | 86  |
| 87   | 87  |
| 88   | 88  |
| 89   | 89  |
| 90   | 90  |
| 91   | 91  |
| 92   | 92  |
| 93   | 93  |
| 94   | 94  |
| 95   | 95  |
| 96   | 96  |
| 97   | 97  |
| 98   | 98  |
| 99   | 99  |
| 100  | 100 |

2008年漁業センサス  
流通加工調査 魚市場調査  
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

〔指標欄〕

|    | 大 海 区 | 都 府 県<br>( 支 庁 ) | 市 区 町 村 | 漁 業 地 区 |
|----|-------|------------------|---------|---------|
| 名称 |       |                  |         |         |
| 番号 |       |                  |         |         |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 農 政 事 務 所         |  |
| 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー |  |
| 調 査 員 氏 名         |  |

[illegible]

|           |
|-----------|
| 秘         |
| 農 林 水 産 省 |

様式準第11号

〔指標欄〕

|     |       |                |         |         |
|-----|-------|----------------|---------|---------|
|     | 大 海 区 | 都 府 県<br>(支 庁) | 市 区 町 村 | 漁 業 地 区 |
| 名 称 |       |                |         |         |
| 番 号 |       |                |         |         |

枚のうち      枚目

2008年漁業センサス  
流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査  
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

|                   |  |
|-------------------|--|
| 農 政 事 務 所         |  |
| 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー |  |
| 調 査 員 氏 名         |  |

[illegible]

# 調査票





2008年漁業センサス  
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅰ  
(個人経営体用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）」の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 【統計調査員】 | 月 日 ( )                                      |
| 氏 名 :   | 午前・午後 時ごろに                                   |
| 電話番号 :  | 調査票の回収に伺いますので、<br>それまでに該当する箇所の記入<br>をお願いします。 |

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

経営組織コード

|                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 大海区                  | 都府県<br>(支庁)          | 市区町村                 | 漁業地区                 | 調査区                  | 漁業集落                 | 客体番号                 |                      |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

1 : 共同経営に参加  
2 : 共同経営に不参加

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

# I 世帯について

## 1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

(人)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

|     |   | すべての世帯員 |  |  |  | うち、<br>以下の世帯員<br>満14歳 |  |  |  |
|-----|---|---------|--|--|--|-----------------------|--|--|--|
|     |   |         |  |  |  |                       |  |  |  |
| 701 | 男 |         |  |  |  |                       |  |  |  |
| 702 | 女 |         |  |  |  |                       |  |  |  |

## 2 家としての専業・兼業

(1) 当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

| 711 | 漁業専業 | 兼業   |     |
|-----|------|------|-----|
|     |      | 漁業が主 | 他が主 |
|     | 1    | 2    | 3   |

兼業の場合は、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の収入が多い方を「主」としてください。

## 4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成5年10月31日午前零時までに生まれた人）のうち、過去1年間に漁業を行った人をもれなく記入してください。

や、経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人、経営の意志決定を行う人です。

| 名 前<br>(経営主(本人)との<br>続き柄やABC等の<br>記号でもかまいません。) | 平成20年11月1日現在の満年齢                |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |           |    | 男女の別         |   |
|------------------------------------------------|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|----|--------------|---|
|                                                | 15<br>歳                         | 20<br>歳 | 25<br>歳 | 30<br>歳 | 35<br>歳 | 40<br>歳 | 45<br>歳 | 50<br>歳 | 55<br>歳 | 60<br>歳 | 65<br>歳 | 70<br>歳 | 75<br>歳以上 | 男  | 女            |   |
|                                                | 19<br>歳                         | 24<br>歳 | 29<br>歳 | 34<br>歳 | 39<br>歳 | 44<br>歳 | 49<br>歳 | 54<br>歳 | 59<br>歳 | 64<br>歳 | 69<br>歳 | 74<br>歳 |           |    |              |   |
| ①                                              | ②                               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |           |    | ③            |   |
|                                                | い ず れ か に ○ 印                   |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |           |    | いずれかに<br>○ 印 |   |
| 731                                            | 経営主                             | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 732                                            | 漁<br>業<br>を<br>行<br>っ<br>た<br>人 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 733                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 734                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 735                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 736                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 737                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |
| 738                                            |                                 | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12        | 13 | 1            | 2 |

### 3 自家漁業の後継者の有無

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | 有 | 無 |
| 721 | 1 | 2 |

→ (2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

|     |       |     |       |     |     |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
|     | 自 営 業 |     |       |     | 勤 め |
|     | 水産加工業 | 民 宿 | 遊 船 業 | 漁 業 |     |
| 712 | 1     | 2   | 3     | 4   | 5   |

(3) 過去1年間の延べ利用者数を記入してください。

|       |     |   |   |   |   |     |
|-------|-----|---|---|---|---|-----|
|       |     | 万 | 千 | 百 | 十 | (人) |
| 民 宿   | 713 |   |   |   |   |     |
| 遊 船 業 | 714 |   |   |   |   |     |

**後継者**とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。

現在、自家漁業を行っていないなくてもかまいません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

| 過 去 1 年 間 に し た 仕 事 |             |         |                  |       |        |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         |       |   |
|---------------------|-------------|---------|------------------|-------|--------|--------|---------|--------------------|-----------|----------------|---------------|------------|------------|-----------|--------------|---------|-------|---|
| 数                   | 自家漁業の海上作業日  | 種類      | ⑤の漁業種類で使った漁船の大きさ | 漁船非使用 | 10トン未満 | 10トン以上 | 漁業の海上作業 | 10月下旬に行った自家漁業の陸上作業 | 自家漁業の海上作業 | 過去1年以内に漁業を始めた人 | 今年3月に学校を卒業した人 | 自家漁業以外の自営業 | 共同経営の漁業の仕事 | 雇われて漁業の仕事 | 雇われて漁業以外の仕事  | 日数の多い方  |       |   |
|                     |             |         |                  |       |        |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              | 自家漁業    | ほかの仕事 |   |
| ④                   | ⑤           | ⑥       | ⑦                | ⑧     | ⑨      | ⑩      | ⑪       | ⑫                  | ⑬         | ⑭              | ⑮             | ⑯          | ⑰          | ⑱         | ⑲            | ⑳       |       |   |
| (日)                 | 全国漁業種類番号を記入 | いずれかに○印 | 当てはまる人に○印        |       |        |        |         |                    |           |                |               |            |            |           | 下の当てはまる番号を記入 | いずれかに○印 |       |   |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |
|                     |             |         | 1                | 2     | 3      |        |         |                    |           |                |               |            |            |           |              |         | 1     | 2 |

#### 海上作業日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

- 1 : 自家漁業
- 2 : 自家漁業以外の自営業
- 3 : 共同経営の漁業の仕事
- 4 : 雇われて漁業の仕事
- 5 : 雇われて漁業以外の仕事

## Ⅱ 自家漁業に雇った人

### 1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人数を記入してください。

(人)

| 計<br>(②+⑦) | 日本人<br>(③+④+⑤) | 居住地       |            |    | うち、過去<br>1年以内に<br>漁業を始め<br>た人 | 外国人 |
|------------|----------------|-----------|------------|----|-------------------------------|-----|
|            |                | 同一<br>市町村 | その他<br>の県内 | 県外 |                               |     |
| ①          | ②              | ③         | ④          | ⑤  | ⑥                             | ⑦   |
| 201        |                |           |            |    |                               |     |

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。

(人)

| 計      |     | 海上作業を行った人数 |   |                  |   |
|--------|-----|------------|---|------------------|---|
|        |     |            |   | うち、居住地<br>が同一市町村 |   |
|        |     | 男          | 女 | 男                | 女 |
| 計      | 211 |            |   |                  |   |
| 15～19歳 | 212 |            |   |                  |   |
| 20～24歳 | 213 |            |   |                  |   |
| 25～29歳 | 214 |            |   |                  |   |
| 30～34歳 | 215 |            |   |                  |   |
| 35～39歳 | 216 |            |   |                  |   |
| 40～44歳 | 217 |            |   |                  |   |
| 45～49歳 | 218 |            |   |                  |   |
| 50～54歳 | 219 |            |   |                  |   |
| 55～59歳 | 220 |            |   |                  |   |
| 60～64歳 | 221 |            |   |                  |   |
| 65～69歳 | 222 |            |   |                  |   |
| 70～74歳 | 223 |            |   |                  |   |
| 75歳以上  | 224 |            |   |                  |   |

### 2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。

(人)

|   |     |  |  |  |
|---|-----|--|--|--|
| 計 | 231 |  |  |  |
| 男 | 232 |  |  |  |
| 女 | 233 |  |  |  |



### Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

#### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

#### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

|     | 動力漁船 | 船外機付漁船 | 無動力漁船 |
|-----|------|--------|-------|
| 301 | 1    | 2      | 3     |

|     | 無動力漁船 | 船外機付漁船 |
|-----|-------|--------|
| 302 |       |        |
| 303 |       |        |

(隻)

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

#### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

|     | 過去1年間に使用した動力漁船<br>(借りた漁船も含めます。)   |  |  |  |  |          | 11月1日現在で<br>持っている動力漁船 |                |                     |  |
|-----|-----------------------------------|--|--|--|--|----------|-----------------------|----------------|---------------------|--|
|     | ト ン 数                             |  |  |  |  | 11月1日現在で |                       | 過去1年間の<br>出漁日数 | 販売金額が最も<br>多かった漁業種類 |  |
|     | (小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。) |  |  |  |  | 持        | 持                     |                |                     |  |
|     |                                   |  |  |  |  | っ        | っ                     |                |                     |  |
|     | ①                                 |  |  |  |  | ②        |                       | ③              | ④                   |  |
|     | (トン) 小数点                          |  |  |  |  | い        |                       | (日)            | 全                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | づ        |                       |                | 国                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | れ        |                       |                | 漁                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | か        |                       |                | 業                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | に        |                       |                | 種                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | 印        |                       |                | 類                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  | ○        |                       |                | 番                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  |          |                       |                | 号                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  |          |                       |                | を                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  |          |                       |                | 記                   |  |
|     |                                   |  |  |  |  |          |                       |                | 入                   |  |
| 401 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 402 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 403 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 404 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 405 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 406 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 407 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 408 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 409 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |
| 410 |                                   |  |  |  |  | 1        | 2                     |                |                     |  |

借りている漁船は含めません。貸して

#### 出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

#### Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

##### 【網漁業】

|                       |                     |     |  |
|-----------------------|---------------------|-----|--|
| 底<br>び<br>き<br>網      | 遠洋底びき網              | 101 |  |
|                       | 以西底びき網              | 102 |  |
|                       | 沖合底びき網<br>1 そうびき    | 103 |  |
|                       | 沖合底びき網<br>2 そうびき    | 104 |  |
|                       | 小型底びき網              | 105 |  |
| 船びき網                  |                     | 106 |  |
| ま<br>き<br>ま<br>き<br>網 | 1 そうまき遠洋<br>かつお・まぐろ | 107 |  |
|                       | 1 そうまき近海<br>かつお・まぐろ | 108 |  |
|                       | 1 そうまき<br>そ の 他     | 109 |  |
|                       | 2 そうまき              | 110 |  |
| 中・小型まき網               |                     | 111 |  |
| 刺<br>網                | さけ・ます流し網            | 112 |  |
|                       | かじき等流し網             | 113 |  |
|                       | その他の刺網              | 114 |  |
| さんま棒受網                |                     | 115 |  |
| 大型定置網                 |                     | 116 |  |
| さけ定置網                 |                     | 117 |  |
| 小型定置網                 |                     | 118 |  |
| その他の網漁業               |                     | 119 |  |

##### 【はえ縄、釣、その他漁業】

|             |          |     |  |
|-------------|----------|-----|--|
| は<br>え<br>縄 | 遠洋まぐろはえ縄 | 120 |  |
|             | 近海まぐろはえ縄 | 121 |  |
|             | 沿岸まぐろはえ縄 | 122 |  |
| その他のはえ縄     |          | 123 |  |
| 釣           | 遠洋かつお一本釣 | 124 |  |
|             | 近海かつお一本釣 | 125 |  |
|             | 沿岸かつお一本釣 | 126 |  |
|             | 遠洋いか釣    | 127 |  |
|             | 近海いか釣    | 128 |  |
|             | 沿岸いか釣    | 129 |  |
|             | ひき縄釣     | 130 |  |
|             | その他の釣    | 131 |  |
| 小型捕鯨        |          | 132 |  |
| 潜水器漁業       |          | 133 |  |
| 採貝・採藻       |          | 134 |  |
| その他の漁業      |          | 135 |  |

##### 【海面養殖（種苗養殖含む）】

|                  |          |     |  |
|------------------|----------|-----|--|
| 魚<br>類<br>養<br>殖 | ぎんざけ養殖   | 136 |  |
|                  | ぶり類養殖    | 137 |  |
|                  | まだい養殖    | 138 |  |
|                  | ひらめ養殖    | 139 |  |
|                  | まぐろ類養殖   | 140 |  |
|                  | その他の魚類養殖 | 141 |  |
| ほたてがい養殖          |          | 142 |  |
| かき類養殖            |          | 143 |  |
| その他の貝類養殖         |          | 144 |  |
| くるまえび養殖          |          | 145 |  |
| ほや類養殖            |          | 146 |  |
| その他の水産動物類養殖      |          | 147 |  |
| こんぶ類養殖           |          | 148 |  |
| わかめ類養殖           |          | 149 |  |
| のり類養殖            |          | 150 |  |
| その他の海藻類養殖        |          | 151 |  |
| 真珠養殖             |          | 152 |  |
| 真珠母貝養殖           |          | 153 |  |

## 2 地方選定漁業種類について

過去１年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

[illegible][illegible]

養殖を行っていない場合は8ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

### 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

 $(\mathfrak{m}^2)$ 

借りている施設の面積  
も含めます。

| 借りている施設の面積も含めます。 |  |  | 養殖場の施設面積 |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
|------------------|--|--|----------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|
|                  |  |  | ①        |  |  |  |  | うち、使用している面積 |  |  |  |  |
| 魚類養殖の合計          |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
| うち、ぶり類           |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
| うち、まだい           |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
| うち、ひらめ           |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
| 陸上水槽             |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |
| うち、まぐろ類          |  |  |          |  |  |  |  |             |  |  |  |  |

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

## ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

|   |   |     |  |  |  |  |
|---|---|-----|--|--|--|--|
| 台 | 数 | 521 |  |  |  |  |
|---|---|-----|--|--|--|--|

百十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|
| 平均面積 | 522 |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|

イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

[illegible]

## (3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入  
してください。 万 千 百 十(台)

|     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 台 数 | 531 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 平均面積 | 532 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 533 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 534 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## (4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 541 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## (5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 551 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

（ 養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。）

## (6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 561 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## (7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 571 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|         |     | 販売金額なし | 100万円未満 | 100万 | 300万 | 500万 | 800万 | 1,000万 | 1,500万 | 2,000万 | 5,000万 | 1億 | 2億 | 5億 | 10億円以上 |
|---------|-----|--------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|----|----|----|--------|
| 販売金額    | 581 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |
| うち、海面養殖 | 582 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

|     | 場又は荷さばき所 | 漁業協同組合の市場 | 外卸売市場 | 漁業協同組合以外 | 業者 | 流通業者・加工業者 | 小売業者 | 生協 | 直売所 | 自家販売 | その他 |
|-----|----------|-----------|-------|----------|----|-----------|------|----|-----|------|-----|
| 591 |          |           |       |          |    |           |      |    |     |      |     |

調査はここで終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、電話番号の記入をお願いします。

電話番号：



|          |
|----------|
| 指定統計第67号 |
| 漁業センサス   |
| 農林水産省    |

様式調第2号

2008年漁業センサス  
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅱ  
(会社用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

## 〔記入上の注意〕

- 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 調査票の内容については、本年（平成20年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 【統計調査員】 | 月 日 ( )                                      |
| 氏 名 :   | 午前・午後 時ごろに                                   |
| 電話番号 :  | 調査票の回収に伺いますので、<br>それまでに該当する箇所の記入<br>をお願いします。 |

《市町村連絡先》

## 〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号

|                      |   |                      |   |                      |   |                      |   |                      |   |                      |   |                      |
|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|
| <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> |
|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

本社名

本社所在地

|   |   |   |
|---|---|---|
| 都 | 道 | 市 |
| 府 |   | 区 |
| 県 |   | 村 |

事業所名

2～6ページは、事業所について記入してください。

## I 事業所の概要

### 1 本所・支所の区分と会社の種類

それぞれ当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

(旧有限会社は、株式会社に含めます。)

|     | 本 所 ・ 支 所 の 区 分 |       |       | 会 社 の 種 類 |     |
|-----|-----------------|-------|-------|-----------|-----|
|     | 単独事業所           | 本所・本社 | 支所・支社 | 株 式       | その他 |
| 801 | 1               | 2     | 3     | 1         | 2   |

### 2 11月1日現在の従業者数

漁業と漁業以外も含めたすべての従業者数を記入してください。

( 本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業者数ではなく、本所・本社のみ  
の従業者数を記入してください。 )

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

## II 漁業の従業者

### 1 海上作業の従業者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従業者数を記入してください。

(人)

|             |           |     |  |  |  |
|-------------|-----------|-----|--|--|--|
| 計<br>①+②    |           | 201 |  |  |  |
| 日 本 人<br>①  |           | 202 |  |  |  |
| 居<br>住<br>地 | 同 一 市 町 村 | 203 |  |  |  |
|             | その他の県内    | 204 |  |  |  |
|             | 県 外       | 205 |  |  |  |
| うち、新規就業者    |           | 206 |  |  |  |
| 外 国 人<br>②  |           | 207 |  |  |  |

**新規就業者**とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ①の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

|        |     | 海上作業<br>従業者数 |   | うち、居住地<br>が同一市町村 |   |
|--------|-----|--------------|---|------------------|---|
|        |     | 男            | 女 | 男                | 女 |
| 計      | 211 |              |   |                  |   |
| 15～19歳 | 212 |              |   |                  |   |
| 20～24歳 | 213 |              |   |                  |   |
| 25～29歳 | 214 |              |   |                  |   |
| 30～34歳 | 215 |              |   |                  |   |
| 35～39歳 | 216 |              |   |                  |   |
| 40～44歳 | 217 |              |   |                  |   |
| 45～49歳 | 218 |              |   |                  |   |
| 50～54歳 | 219 |              |   |                  |   |
| 55～59歳 | 220 |              |   |                  |   |
| 60～64歳 | 221 |              |   |                  |   |
| 65～69歳 | 222 |              |   |                  |   |
| 70～74歳 | 223 |              |   |                  |   |
| 75歳以上  | 224 |              |   |                  |   |

### 2 陸上作業の従業者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従業者数を記入してください。

(人)

|   |     |  |  |  |
|---|-----|--|--|--|
| 計 | 231 |  |  |  |
| 男 | 232 |  |  |  |
| 女 | 233 |  |  |  |

Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

1 過去1年間に使用した漁船  
当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数  
使用した漁船のうち、11月1日現在で保有  
している隻数を記入してください。(借りて  
いる漁船も含めます。)

|     |      |        |       |
|-----|------|--------|-------|
|     | 動力漁船 | 船外機付漁船 | 無動力漁船 |
| 301 | 1    | 2      | 3     |

(隻)

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 無動力漁船  | 302 |  |
| 船外機付漁船 | 303 |  |

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

3 動力漁船  
【動力漁船についてのみ記入】

| 過去1年間に使用した動力漁船<br>(借りた漁船も含めます。)            |  |  |  |  |  | 11月1日現在で<br>保有している動力漁船 |         |            |                 |
|--------------------------------------------|--|--|--|--|--|------------------------|---------|------------|-----------------|
| ト ン 数<br>(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。) |  |  |  |  |  | 11月1日現在の保有の有無          |         | 過去1年間の出漁日数 | 販売金額が最も多かった漁業種類 |
|                                            |  |  |  |  |  | 保有している                 | 保有していない |            |                 |
| ①                                          |  |  |  |  |  | ②                      |         | ③          | ④               |
| (トン) 小数点                                   |  |  |  |  |  | いずれかに印                 |         | (日)        | 全国漁業種類番号を記入     |
| 401                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 402                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 403                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 404                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 405                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 406                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 407                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 408                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 409                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 410                                        |  |  |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |

借りている漁船は含め、貸している漁船は含めません。

出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。



#### Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

##### 【網漁業】

|                  |                     |     |  |
|------------------|---------------------|-----|--|
| 底<br>び<br>き<br>網 | 遠洋底びき網              | 101 |  |
|                  | 以西底びき網              | 102 |  |
|                  | 沖合底びき網<br>1 そうびき    | 103 |  |
|                  | 沖合底びき網<br>2 そうびき    | 104 |  |
|                  | 小型底びき網              | 105 |  |
| 船びき網             |                     | 106 |  |
| ま<br>き<br>網      | 1 そうまき遠洋<br>かつお・まぐろ | 107 |  |
|                  | 1 そうまき近海<br>かつお・まぐろ | 108 |  |
|                  | 1 そうまき<br>そ の 他     | 109 |  |
|                  | 2 そうまき              | 110 |  |
| 中・小型まき網          |                     | 111 |  |
| 刺<br>網           | さけ・ます流し網            | 112 |  |
|                  | かじき等流し網             | 113 |  |
|                  | その他の刺網              | 114 |  |
| さんま棒受網           |                     | 115 |  |
| 大型定置網            |                     | 116 |  |
| さけ定置網            |                     | 117 |  |
| 小型定置網            |                     | 118 |  |
| その他の網漁業          |                     | 119 |  |

##### 【はえ縄、釣、その他漁業】

|             |          |     |  |
|-------------|----------|-----|--|
| は<br>え<br>縄 | 遠洋まぐろはえ縄 | 120 |  |
|             | 近海まぐろはえ縄 | 121 |  |
|             | 沿岸まぐろはえ縄 | 122 |  |
| その他のはえ縄     |          | 123 |  |
| 釣           | 遠洋かつお一本釣 | 124 |  |
|             | 近海かつお一本釣 | 125 |  |
|             | 沿岸かつお一本釣 | 126 |  |
|             | 遠洋いか釣    | 127 |  |
|             | 近海いか釣    | 128 |  |
|             | 沿岸いか釣    | 129 |  |
|             | ひき縄釣     | 130 |  |
|             | その他の釣    | 131 |  |
| 小型捕鯨        |          | 132 |  |
| 潜水器漁業       |          | 133 |  |
| 採貝・採藻       |          | 134 |  |
| その他の漁業      |          | 135 |  |

##### 【海面養殖（種苗養殖含む）】

|                  |          |     |  |
|------------------|----------|-----|--|
| 魚<br>類<br>養<br>殖 | ぎんざけ養殖   | 136 |  |
|                  | ぶり類養殖    | 137 |  |
|                  | まだい養殖    | 138 |  |
|                  | ひらめ養殖    | 139 |  |
|                  | まぐろ類養殖   | 140 |  |
|                  | その他の魚類養殖 | 141 |  |
| ほたてがい養殖          |          | 142 |  |
| かき類養殖            |          | 143 |  |
| その他の貝類養殖         |          | 144 |  |
| くるまえび養殖          |          | 145 |  |
| ほや類養殖            |          | 146 |  |
| その他の水産動物類養殖      |          | 147 |  |
| こんぶ類養殖           |          | 148 |  |
| わかめ類養殖           |          | 149 |  |
| のり類養殖            |          | 150 |  |
| その他の海藻類養殖        |          | 151 |  |
| 真珠養殖             |          | 152 |  |
| 真珠母貝養殖           |          | 153 |  |



## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額」へ進んでください。

## 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m<sup>2</sup>)

借りている施設の面積も含めます。

|         |     | 養殖場の施設面積 | うち、使用している面積 |
|---------|-----|----------|-------------|
|         |     | ①        | ②           |
| 魚類養殖の合計 | 511 |          |             |
| うち、ぶり類  | 512 |          |             |
| うち、まだい  | 513 |          |             |
| うち、ひらめ  | 514 |          |             |
| 陸上水槽    | 515 |          |             |
| うち、まぐろ類 | 516 |          |             |

### (2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

#### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

|    |     |  |
|----|-----|--|
| 台数 | 521 |  |
|----|-----|--|

百十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 平均面積 | 522 |  |
|------|-----|--|

#### イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄(ロープ)）の長さを記入してください。

万千百十(m)

|     |  |
|-----|--|
| 523 |  |
|-----|--|

## (3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入  
してください。 万 千 百 十(台)

台 数 531

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。 万 千 百 十(m)

533

養殖している養殖場の面積を記入してください。 万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

534

平均面積 532

## (4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。 万 千 百 十(m)

541

## (5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。 万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

551

（養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。）

## (6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。) 万 千 百 十(台)

561

## (7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。) 万 千 百 十(台)

571

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|         |     | 販売金額なし | 100万円未満 | 100万 | 300万 | 500万 | 800万 | 1,000万 | 1,500万 | 2,000万 | 5,000万 | 1億 | 2億 | 5億 | 10億円以上 |
|---------|-----|--------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|----|----|----|--------|
| 販売金額    | 581 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |
| うち、海面養殖 | 582 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。  
そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

|     | 場又は荷さばき所 | 漁業協同組合の市場 | 外卸売市場 | 漁業協同組合以外 | 業者 | 流通業者・加工業者 | 小売業者 | 生協 | 直売所 | 自家販売 | その他 |
|-----|----------|-----------|-------|----------|----|-----------|------|----|-----|------|-----|
| 591 |          |           |       |          |    |           |      |    |     |      |     |

I の 1 の本所・支所の区分が「本所・本社」の場合に記入してください。

## V 支所・支社も含めた会社全体について

### 1 支所・支社も含めた会社全体の従業員数

万 千 百 十 (人)

|       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 計     | 803 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常時従業員 | 804 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| そ の 他 | 805 |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 2 資本金

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

( 株式会社については払込済み資本金の金額、その他については出資金の金額で当てはまる番号を○で囲んでください。 )

|     |                 |               |               |               |                 |                 |                 |             |                    |
|-----|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------|
|     | 100<br>万円<br>未満 | 100<br>万<br>¥ | 200<br>万<br>¥ | 500<br>万<br>¥ | 1,000<br>万<br>¥ | 3,000<br>万<br>¥ | 5,000<br>万<br>¥ | 1<br>億<br>¥ | 10<br>億<br>円<br>以上 |
| 806 | 1               | 2             | 3             | 4             | 5               | 6               | 7               | 8           | 9                  |

### 3 漁業の専業・兼業

(1) 過去1年間に行った事業が漁業のみの場合は「2」、他の事業も行った場合は「1」に○印を記入してください。

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
|     | 兼<br>業 | 専<br>業 |
| 807 | 1      | 2      |

「専業」の場合は「4 事業別の子会社数」へ進んでください。

(2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|     |           |     |     |           |
|-----|-----------|-----|-----|-----------|
|     | 25%<br>未満 | 25～ | 50～ | 75%<br>以上 |
| 808 | 1         | 2   | 3   | 4         |

(3) 過去1年間に漁業以外に行ったすべての事業の事業所の数を記入してください。  
そのうち販売金額が最も多かったものに「①」を記入してください。

|            |       |     | 事業所の数 | 販売金額が最も多かったものの1つに「①」を記入 |
|------------|-------|-----|-------|-------------------------|
| 製造業        | 水産加工業 | 811 |       |                         |
|            | そ の 他 | 812 |       |                         |
| 卸売・小売業、飲食業 |       | 813 |       |                         |
| サ ー ビ ス 業  |       | 814 |       |                         |
| その他        | 冷蔵倉庫業 | 815 |       |                         |
|            | そ の 他 | 816 |       |                         |

(4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数)

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 817 |  |  |
|-----|--|--|

### 4 事業別の子会社数

事業別に子会社数を記入してください。

|            |           |  |  |
|------------|-----------|--|--|
| 漁 業        | 821       |  |  |
| 製造業        | 水産加工業 822 |  |  |
|            | そ の 他 823 |  |  |
| 卸売・小売業、飲食業 | 824       |  |  |
| サ ー ビ ス 業  | 825       |  |  |
| その他        | 冷蔵倉庫業 826 |  |  |
|            | そ の 他 827 |  |  |

調査はここで終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者 :

電話番号 :





2008年漁業センサス  
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅲ  
(漁業協同組合等用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

|                                         |                                                                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【統計調査員】</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p> | <p>月 日（ ）</p> <p>午前・午後 時ごろに</p> <p>調査票の回収に伺いますので、</p> <p>それまでに該当する箇所の記入をお願いします。</p> |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

経営組織コード

大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号

-  -  -  -  -  -

4：漁業協同組合  
5：漁業生産組合  
7：その他

市区町村名 漁業地区名 漁業集落名 代表者氏名

# I 直接行った漁業の従事者

## 1 海上作業の従事者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従事者数を記入してください。

(人)

| 計<br>(②+⑦) | 日本人<br>(③+④+⑤) | 居住地       |            |    | うち、<br>新就業者 | 外国人 |
|------------|----------------|-----------|------------|----|-------------|-----|
|            |                | 同一<br>市町村 | その他<br>の県内 | 県外 |             |     |
| ①          | ②              | ③         | ④          | ⑤  | ⑥           | ⑦   |
| 201        |                |           |            |    |             |     |

数字は、算用  
数字で1マスに  
1字ずつ右に詰  
めて記入してく  
ださい。

**新規就業者**とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事の主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

| 計      |     | 海上作業を行なった人数 |   | うち、居住地<br>が同一市町村 |   |
|--------|-----|-------------|---|------------------|---|
|        |     | 男           | 女 | 男                | 女 |
| 計      | 211 |             |   |                  |   |
| 15～19歳 | 212 |             |   |                  |   |
| 20～24歳 | 213 |             |   |                  |   |
| 25～29歳 | 214 |             |   |                  |   |
| 30～34歳 | 215 |             |   |                  |   |
| 35～39歳 | 216 |             |   |                  |   |
| 40～44歳 | 217 |             |   |                  |   |
| 45～49歳 | 218 |             |   |                  |   |
| 50～54歳 | 219 |             |   |                  |   |
| 55～59歳 | 220 |             |   |                  |   |
| 60～64歳 | 221 |             |   |                  |   |
| 65～69歳 | 222 |             |   |                  |   |
| 70～74歳 | 223 |             |   |                  |   |
| 75歳以上  | 224 |             |   |                  |   |

## 2 陸上作業の従事者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従事者数を記入してください。

(人)

|   |     |  |  |
|---|-----|--|--|
| 計 | 231 |  |  |
| 男 | 232 |  |  |
| 女 | 233 |  |  |

## Ⅱ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

|     | 動力漁船 | 船外機付漁船 | 無動力漁船 |
|-----|------|--------|-------|
| 301 | 1    | 2      | 3     |

### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

| 無動力漁船  | 302 |
|--------|-----|
| 船外機付漁船 | 303 |

(隻)  
1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

|     | 過去1年間に使用した動力漁船<br>(借りた漁船も含めます。)            |  |  |  | 11月1日現在で<br>保有している動力漁船 |         |            |                 |
|-----|--------------------------------------------|--|--|--|------------------------|---------|------------|-----------------|
|     | ト ン 数<br>(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。) |  |  |  | 11月1日現在の保有の有無          |         | 過去1年間の出漁日数 | 販売金額が最も多かった漁業種類 |
|     |                                            |  |  |  | 保有している                 | 保有していない |            |                 |
|     | ①                                          |  |  |  | ②                      |         | ③          | ④               |
|     | (トン) 小数点                                   |  |  |  | いずれかに印                 |         | (日)        | 全国漁業種類番号を記入     |
| 401 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 402 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 403 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 404 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 405 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 406 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 407 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 408 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 409 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |
| 410 |                                            |  |  |  | 1                      | 2       |            |                 |

借りている漁船は含めません。貸している漁船は含めます。

### 出漁日数の数え方

- ・1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

### Ⅲ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

|                       |                     |     |  |
|-----------------------|---------------------|-----|--|
| 底<br>び<br>き<br>網      | 遠洋底びき網              | 101 |  |
|                       | 以西底びき網              | 102 |  |
|                       | 沖合底びき網<br>1 そうびき    | 103 |  |
|                       | 沖合底びき網<br>2 そうびき    | 104 |  |
|                       | 小型底びき網              | 105 |  |
| 船びき網                  |                     | 106 |  |
| ま<br>き<br>ま<br>き<br>網 | 1 そうまき遠洋<br>かつお・まぐろ | 107 |  |
|                       | 1 そうまき近海<br>かつお・まぐろ | 108 |  |
|                       | 1 そうまき<br>そ の 他     | 109 |  |
|                       | 2 そうまき              | 110 |  |
| 中・小型まき網               |                     | 111 |  |
| 刺<br>網                | さけ・ます流し網            | 112 |  |
|                       | かじき等流し網             | 113 |  |
|                       | その他の刺網              | 114 |  |
| さんま棒受網                |                     | 115 |  |
| 大型定置網                 |                     | 116 |  |
| さけ定置網                 |                     | 117 |  |
| 小型定置網                 |                     | 118 |  |
| その他の網漁業               |                     | 119 |  |

【はえ縄、釣、その他漁業】

|             |          |     |  |
|-------------|----------|-----|--|
| は<br>え<br>縄 | 遠洋まぐろはえ縄 | 120 |  |
|             | 近海まぐろはえ縄 | 121 |  |
|             | 沿岸まぐろはえ縄 | 122 |  |
| その他のはえ縄     |          | 123 |  |
| 釣           | 遠洋かつお一本釣 | 124 |  |
|             | 近海かつお一本釣 | 125 |  |
|             | 沿岸かつお一本釣 | 126 |  |
|             | 遠洋いか釣    | 127 |  |
|             | 近海いか釣    | 128 |  |
|             | 沿岸いか釣    | 129 |  |
|             | ひき縄釣     | 130 |  |
|             | その他の釣    | 131 |  |
| 小型捕鯨        |          | 132 |  |
| 潜水器漁業       |          | 133 |  |
| 採貝・採藻       |          | 134 |  |
| その他の漁業      |          | 135 |  |

【海面養殖（種苗養殖含む）】

|                  |          |     |  |
|------------------|----------|-----|--|
| 魚<br>類<br>養<br>殖 | ぎんざけ養殖   | 136 |  |
|                  | ぶり類養殖    | 137 |  |
|                  | まだい養殖    | 138 |  |
|                  | ひらめ養殖    | 139 |  |
|                  | まぐろ類養殖   | 140 |  |
|                  | その他の魚類養殖 | 141 |  |
| ほたてがい養殖          |          | 142 |  |
| かき類養殖            |          | 143 |  |
| その他の貝類養殖         |          | 144 |  |
| くるまえび養殖          |          | 145 |  |
| ほや類養殖            |          | 146 |  |
| その他の水産動物類養殖      |          | 147 |  |
| こんぶ類養殖           |          | 148 |  |
| わかめ類養殖           |          | 149 |  |
| のり類養殖            |          | 150 |  |
| その他の海藻類養殖        |          | 151 |  |
| 真珠養殖             |          | 152 |  |
| 真珠母貝養殖           |          | 153 |  |



## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

## 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m<sup>2</sup>)

借りている施設の面積も含めます。

|         |     | 養殖場の施設面積 | うち、使用している面積 |
|---------|-----|----------|-------------|
|         |     | ①        | ②           |
| 魚類養殖の合計 | 511 |          |             |
| うち、ぶり類  | 512 |          |             |
| うち、まだい  | 513 |          |             |
| うち、ひらめ  | 514 |          |             |
| 陸上水槽    | 515 |          |             |
| うち、まぐろ類 | 516 |          |             |

### (2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

#### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

|    |     |  |
|----|-----|--|
| 台数 | 521 |  |
|----|-----|--|

百十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 平均面積 | 522 |  |
|------|-----|--|

#### イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

|     |  |
|-----|--|
| 523 |  |
|-----|--|

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入  
してください。 万 千 百 十(台)

|     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 台 数 | 531 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 平均面積 | 532 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 533 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 534 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 541 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十(m<sup>2</sup>)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 551 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

（ 養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。）

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 561 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。  
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 571 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|         |     | 販売金額なし | 100万円未満 | 100万 | 300万 | 500万 | 800万 | 1,000万 | 1,500万 | 2,000万 | 5,000万 | 1億 | 2億 | 5億 | 10億円以上 |
|---------|-----|--------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|----|----|----|--------|
| 販売金額    | 581 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |
| うち、海面養殖 | 582 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

|     | 場又は荷さばき所 | 漁業協同組合の市場 | 外の卸売市場 | 漁業協同組合以外 | 業者 | 流通業者・加工業者 | 小売業者 | 生協 | 直売所 | 自家販売 | その他 |
|-----|----------|-----------|--------|----------|----|-----------|------|----|-----|------|-----|
| 591 |          |           |        |          |    |           |      |    |     |      |     |

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス  
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅳ  
(共同経営用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 【統計調査員】 | 月 日 ( )                                      |
| 氏 名 :   | 午前・午後 時ごろに                                   |
| 電話番号 :  | 調査票の回収に伺いますので、<br>それまでに該当する箇所の記入<br>をお願いします。 |

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号

|    |   |    |   |      |   |      |   |      |   |      |
|----|---|----|---|------|---|------|---|------|---|------|
| □□ | — | □□ | — | □□□□ | — | □□□□ | — | □□□□ | — | □□□□ |
|----|---|----|---|------|---|------|---|------|---|------|

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

## I 共同経営について

### 1 出資金

現物出資を除く出資金について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|     | 現物出資のみ | 出資金なし又は<br>10万円未満 | 10万 | 30万 | 50万 | 100万 | 200万 | 500万 | 1,000万 | 3,000万円以上 |
|-----|--------|-------------------|-----|-----|-----|------|------|------|--------|-----------|
| 831 | 1      | 2                 | 3   | 4   | 5   | 6    | 7    | 8    | 9      | 10        |

### 2 出資した人数

出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。(人)

832

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

現物出資とは、漁船や漁網などのもちよりをいいます。

## II 共同経営の漁業を行った人

### 1 海上作業を行った人数

(1) 11月1日現在の海上作業を行った人数を記入してください。(人)

|                   |     |  |  |  |
|-------------------|-----|--|--|--|
| 計                 | 201 |  |  |  |
| 日本人               | 202 |  |  |  |
| ①                 |     |  |  |  |
| 居住地               |     |  |  |  |
| 同一市町村             | 203 |  |  |  |
| その他の県内            | 204 |  |  |  |
| 県外                | 205 |  |  |  |
| うち、過去1年以内に漁業を始めた人 | 206 |  |  |  |
| 外国人               | 207 |  |  |  |
| ②                 |     |  |  |  |

(2) ①の日本人のうち、過去1年間(平成19年11月1日～平成20年10月31日)に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。(人)

|        |     | 海上作業を行った人数       |   |   |   |
|--------|-----|------------------|---|---|---|
|        |     | うち、居住地<br>が同一市町村 |   |   |   |
|        |     | 男                | 女 | 男 | 女 |
| 計      | 211 |                  |   |   |   |
| 15～19歳 | 212 |                  |   |   |   |
| 20～24歳 | 213 |                  |   |   |   |
| 25～29歳 | 214 |                  |   |   |   |
| 30～34歳 | 215 |                  |   |   |   |
| 35～39歳 | 216 |                  |   |   |   |
| 40～44歳 | 217 |                  |   |   |   |
| 45～49歳 | 218 |                  |   |   |   |
| 50～54歳 | 219 |                  |   |   |   |
| 55～59歳 | 220 |                  |   |   |   |
| 60～64歳 | 221 |                  |   |   |   |
| 65～69歳 | 222 |                  |   |   |   |
| 70～74歳 | 223 |                  |   |   |   |
| 75歳以上  | 224 |                  |   |   |   |

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者(過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。)
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者(他の産業に従事等)
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者(学生等)

### 2 陸上作業を行った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に行った人数を記入してください。(人)

|   |     |  |  |  |
|---|-----|--|--|--|
| 計 | 231 |  |  |  |
| 男 | 232 |  |  |  |
| 女 | 233 |  |  |  |

### Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

#### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

|     |      |        |       |
|-----|------|--------|-------|
|     | 動力漁船 | 船外機付漁船 | 無動力漁船 |
| 301 | 1    | 2      | 3     |

#### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 無動力漁船  | 302 | (隻) |
| 船外機付漁船 | 303 |     |

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

#### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

| 過去1年間に使用した動力漁船<br>(借りた漁船も含めます。)            |  |  |  |  |  |                  | 11月1日現在で<br>持っている動力漁船 |                |                     |  |
|--------------------------------------------|--|--|--|--|--|------------------|-----------------------|----------------|---------------------|--|
| ト ン 数<br>(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。) |  |  |  |  |  | 11月1日現在で         |                       | 過去1年間の<br>出漁日数 | 販売金額が最も<br>多かった漁業種類 |  |
|                                            |  |  |  |  |  | 持っている            | 持っていない                |                |                     |  |
| ①                                          |  |  |  |  |  | ②                |                       | ③              | ④                   |  |
| (トン) 小数点                                   |  |  |  |  |  | い ず れ か に<br>○ 印 |                       | (日)            | 全国漁業種類<br>番号を記入     |  |
| 401                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 402                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 403                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 404                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 405                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 406                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 407                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 408                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 409                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |
| 410                                        |  |  |  |  |  | 1                | 2                     |                |                     |  |

借りている漁船は含めません。貸して

#### 出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

#### Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

|                  |                     |     |  |
|------------------|---------------------|-----|--|
| 底<br>び<br>き<br>網 | 遠洋底びき網              | 101 |  |
|                  | 以西底びき網              | 102 |  |
|                  | 沖合底びき網<br>1 そうびき    | 103 |  |
|                  | 沖合底びき網<br>2 そうびき    | 104 |  |
|                  | 小型底びき網              | 105 |  |
| 船びき網             |                     | 106 |  |
| ま<br>ま<br>き<br>網 | 1 そうまき遠洋<br>かつお・まぐろ | 107 |  |
|                  | 1 そうまき近海<br>かつお・まぐろ | 108 |  |
|                  | 1 そうまき<br>そ の 他     | 109 |  |
|                  | 2 そうまき              | 110 |  |
| 中・小型まき網          |                     | 111 |  |
| 刺<br>網           | さけ・ます流し網            | 112 |  |
|                  | かじき等流し網             | 113 |  |
|                  | その他の刺網              | 114 |  |
| さんま棒受網           |                     | 115 |  |
| 大型定置網            |                     | 116 |  |
| さけ定置網            |                     | 117 |  |
| 小型定置網            |                     | 118 |  |
| その他の網漁業          |                     | 119 |  |

【はえ縄、釣、その他漁業】

|             |          |     |  |
|-------------|----------|-----|--|
| は<br>え<br>縄 | 遠洋まぐろはえ縄 | 120 |  |
|             | 近海まぐろはえ縄 | 121 |  |
|             | 沿岸まぐろはえ縄 | 122 |  |
| その他のはえ縄     |          | 123 |  |
| 釣           | 遠洋かつお一本釣 | 124 |  |
|             | 近海かつお一本釣 | 125 |  |
|             | 沿岸かつお一本釣 | 126 |  |
|             | 遠洋いか釣    | 127 |  |
|             | 近海いか釣    | 128 |  |
|             | 沿岸いか釣    | 129 |  |
|             | ひき縄釣     | 130 |  |
|             | その他の釣    | 131 |  |
| 小型捕鯨        |          | 132 |  |
| 潜水器漁業       |          | 133 |  |
| 採貝・採藻       |          | 134 |  |
| その他の漁業      |          | 135 |  |

【海面養殖（種苗養殖含む）】

|                  |          |     |  |
|------------------|----------|-----|--|
| 魚<br>類<br>養<br>殖 | ぎんざけ養殖   | 136 |  |
|                  | ぶり類養殖    | 137 |  |
|                  | まだい養殖    | 138 |  |
|                  | ひらめ養殖    | 139 |  |
|                  | まぐろ類養殖   | 140 |  |
|                  | その他の魚類養殖 | 141 |  |
| ほたてがい養殖          |          | 142 |  |
| かき類養殖            |          | 143 |  |
| その他の貝類養殖         |          | 144 |  |
| くるまえび養殖          |          | 145 |  |
| ほや類養殖            |          | 146 |  |
| その他の水産動物類養殖      |          | 147 |  |
| こんぶ類養殖           |          | 148 |  |
| わかめ類養殖           |          | 149 |  |
| のり類養殖            |          | 150 |  |
| その他の海藻類養殖        |          | 151 |  |
| 真珠養殖             |          | 152 |  |
| 真珠母貝養殖           |          | 153 |  |

## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

| 地方選定漁業種類 |    | ○<br>印<br>欄 |
|----------|----|-------------|
| 種類名      | 番号 |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |
|          |    |             |

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

## 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m<sup>2</sup>)

借りている施設の面積も含めます。

|         |     | 養殖場の施設面積 | うち、使用している面積 |
|---------|-----|----------|-------------|
|         |     | ①        | ②           |
| 魚類養殖の合計 | 511 |          |             |
| うち、ぶり類  | 512 |          |             |
| うち、まだい  | 513 |          |             |
| うち、ひらめ  | 514 |          |             |
| 陸上水槽    | 515 |          |             |
| うち、まぐろ類 | 516 |          |             |

### (2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

#### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

|    |     |  |
|----|-----|--|
| 台数 | 521 |  |
|----|-----|--|

百十(m<sup>2</sup>)

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 平均面積 | 522 |  |
|------|-----|--|

#### イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

|     |  |
|-----|--|
| 523 |  |
|-----|--|



## (3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入  
してください。 万 千 百 十 (台)

台 数 531

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十 (m<sup>2</sup>)

平均面積 532

万 千 百 十 (m)

533

万 千 百 十 (m<sup>2</sup>)

534

## (4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十 (m)

541

## (5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十 (m<sup>2</sup>)

551

（養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。）

## (6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。  
（かご100つりを1台としてください。）

万 千 百 十 (台)

561

## (7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。  
（かご100つりを1台としてください。）

万 千 百 十 (台)

571

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

|         |     | 販売金額なし | 100万円未満 | 100万 | 300万 | 500万 | 800万 | 1,000万 | 1,500万 | 2,000万 | 5,000万 | 1億 | 2億 | 5億 | 10億円以上 |
|---------|-----|--------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|----|----|----|--------|
| 販売金額    | 581 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |
| うち、海面養殖 | 582 | 1      | 2       | 3    | 4    | 5    | 6    | 7      | 8      | 9      | 10     | 11 | 12 | 13 | 14     |

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

| 場又は荷さばき所 | 漁業協同組合の市場 | 外卸売市場 | 漁業協同組合以外 | 業者 | 流通業者・加工業者 | 小売業者 | 生協 | 直売所 | 自家販売 | その他 |
|----------|-----------|-------|----------|----|-----------|------|----|-----|------|-----|
| 591      |           |       |          |    |           |      |    |     |      |     |

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：





|          |
|----------|
| 指定統計第67号 |
| 漁業センサス   |
| 農林水産省    |

様式調第5号

2008年漁業センサス  
海面漁業調査  
漁業管理組織調査票

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

## 〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業管理組織調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去5年間で記入する箇所があります。過去5年間の場合は、**平成15年1月1日から平成19年12月31日までの5年間について記入**してください。

|                |                                              |
|----------------|----------------------------------------------|
| <b>【統計調査員】</b> | <b>月 日 ( )</b>                               |
| 氏 名 :          | 午前・午後 時ごろに                                   |
| 電話番号 :         | 調査票の回収に伺いますので、<br>それまでに該当する箇所の記入<br>をお願いします。 |

## 〔事務処理欄〕

区分コード

|                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 大海区                  | 都府県<br>(支庁)          | 市区町村                 | 客体番号                 | 市区町村名                | 客体名                  |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

## I 11月1日現在の参加漁業経営体

1 管理組織に参加している漁業経営体数を記入してください。

|     |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|
| 101 |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|

(経営体)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

2 管理対象漁業種類別の参加漁業経営体数を記入してください。

|                                                                        |             |     |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|--|--|--|
| (経営体)                                                                  |             |     |  |  |  |
| 底びき網                                                                   | 小 型 底 び き 網 | 111 |  |  |  |
|                                                                        | 上記以外の底びき網   | 112 |  |  |  |
| 船                      び                      き                      網 |             | 113 |  |  |  |
| 刺                                                                      |             |     |  |  |  |

3 参加漁業経営体がある地域範囲について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

|     |             |             |               |             |
|-----|-------------|-------------|---------------|-------------|
|     | 1 市区<br>町村内 | 複数の<br>市区町村 | 各都道府県<br>内の全域 | 複数の<br>都道府県 |
| 131 | 1           | 2           | 3             | 4           |

## Ⅱ 漁業管理

- 1 過去5年間（平成15年1月1日～平成19年12月31日）に自主的な漁業管理を行った、すべての管理対象魚種に○印を付けてください。

|          |     |  |
|----------|-----|--|
| かつお・まぐろ類 | 201 |  |
| さけ・ます類   | 202 |  |
| さば類      | 203 |  |
| ぶり類      | 204 |  |
| ひらめ      | 205 |  |
| かれい類     | 206 |  |
| すけとうだら   | 207 |  |
| はたはた     | 208 |  |
| あなご      | 209 |  |
| はも       | 210 |  |
| まだい      | 211 |  |
| その他のたい類  | 212 |  |

|         |     |  |
|---------|-----|--|
| さわら類    | 213 |  |
| いかなご    | 214 |  |
| ふぐ類     | 215 |  |
| その他の魚類  | 216 |  |
| いせえび    | 217 |  |
| くるまえび   | 218 |  |
| その他のえび類 | 219 |  |
| がざみ類    | 220 |  |
| その他のかに類 | 221 |  |
| あわび類    | 222 |  |
| さざえ     | 223 |  |
| あさり類    | 224 |  |

|           |     |  |
|-----------|-----|--|
| ほたてがい     | 225 |  |
| その他の貝類    | 226 |  |
| いか類       | 227 |  |
| たこ類       | 228 |  |
| うに類       | 229 |  |
| なまこ類      | 230 |  |
| その他の水産動物類 | 231 |  |
| こんぶ類      | 232 |  |
| その他の海藻類   | 233 |  |
| その他       | 234 |  |
| 魚種不特定     | 235 |  |

## 2 過去5年間に行った漁業管理の内容

- (1) 漁業資源の管理や漁場の保全・管理の内容について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
ただし、試験的に行ったものや、継続性の無いものは除きます。

|     | 漁業資源の管理 |            |         |     | 漁場の保全・管理 |               |               |       |          |       |              |     |
|-----|---------|------------|---------|-----|----------|---------------|---------------|-------|----------|-------|--------------|-----|
|     | 資源量の把握  | 漁獲（収獲）枠の設定 | 漁業資源の増殖 | その他 | 漁場の保全    | うち、藻場・干潟の維持管理 | うち、合成洗剤不使用の取組 | 漁場の造成 | 漁場利用の取決め | 漁場の監視 | 植樹活動、魚つき林の造成 | その他 |
| 241 | 1       | 2          | 3       | 4   | 5        | 6             | 7             | 8     | 9        | 10    | 11           | 12  |

(2) 漁獲管理の具体的な規制内容について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

|          |     | 漁<br>期<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>法<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>船<br>隻<br>数<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>船<br>ト<br>ン<br>数・馬<br>力<br>数<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>具<br>の<br>規<br>制 | 出<br>漁<br>日<br>数<br>の<br>規<br>制 | 操<br>業<br>時<br>間<br>の<br>規<br>制 | 操<br>業<br>人<br>員<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>獲<br>(収<br>獲)<br>サイ<br>ズ<br>の<br>規<br>制 | 漁<br>獲<br>量<br>(収<br>獲<br>量)<br>の<br>規<br>制 | そ<br>の<br>他 |
|----------|-----|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|
| 法制度による規制 | 251 | 1                     | 2                     | 3                               | 4                                                | 5                     | 6                               | 7                               | 8                               | 9                                            | 10                                          | 11          |
| 自主規制     | 252 | 1                     | 2                     | 3                               | 4                                                | 5                     | 6                               | 7                               | 8                               | 9                                            | 10                                          | 11          |

3 過去5年間に行った漁業管理に係る調整について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

|     | 管理組織内の漁業<br>種類間の調整 | 漁協地区内の他の<br>漁業種類との調整 | 他の漁協地区・市<br>町村等との調整 | 遊漁との調整 |
|-----|--------------------|----------------------|---------------------|--------|
| 261 | 1                  | 2                    | 3                   | 4      |

調査はここで終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：